

平成24年度

履修の手引

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

目 次

長崎大学大学院学則	1
長崎大学学位規則	29
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程	43
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程	83
研究指導の委託に関する申し合わせ	99
長崎大学長期履修規程	100
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規	102
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する学生が海外渡航する際の申し合わせ	103
諸手続等一覧	104

共同利用施設

先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設	105
動物実験施設	106
先導生命科学研究支援センター・ゲノム機能解析分野	108
生物災害防止共同実験施設	109
医学部化学系共同実験施設	112
共同研究交流センター先端科学研究支援部門薬学部本部	114
長崎大学共同研究交流センター先端科学研究支援部門医学部分室	117
形態系共同実験室	118
中央電子顕微鏡室	119
情報処理共同実験室	121
長崎大学情報メディア基盤センター坂本地区端局	122
附属図書館医学分館	123

長崎大学大学院学則

長崎大学大学院学則

平成16年4月1日
学則第2号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 教育課程等(第7条の2—第17条の2)
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与(第18条—第22条)
- 第4章 入学, 転学, 休学, 退学, 再入学等(第23条—第37条)
- 第5章 除籍, 表彰及び懲戒(第38条)
- 第6章 検定料, 入学料及び授業料(第39条—第41条)
- 第7章 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 特別研究学生, 特別の課程及び外国人留学生(第42条—第46条)
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得(第47条)
- 第9章 雜則(第48条—第50条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

(課程)

第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、専攻、課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
教育学研究科	教科実践専攻	修士課程	博士課程
	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻、環境共生政策学専攻、環境保全設計学専攻	前期2年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻、保健学専攻	修士課程	
	医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	修士課程	

2 経済学研究科、工学研究科(グリーンシステム創成科学専攻を除く。)、水産・環境科学総合研究科(海洋フィールド生命科学専攻を除く。)及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条に規定する教職大学院の課程とする。

4 研究科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置く。

2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上(教職実践専攻にあっては教育上)の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができますのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導(教職実践専攻にあっては授業)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び国際健康開発研究科の修士課程の標準修業年限は2年とし、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻の修士課程の標準修業年限は1年とする。

4 経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

5 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。)第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科(教育学研究科教職実践専攻を除く。)は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科教職実践専攻は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第8条 各研究科(教育学研究科教職実践専攻を除く。)における教育は、授業科目の授業及

び研究指導により行う。

- 2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。
- 3 教育学研究科教職実践専攻における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、同専攻の目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。
- 4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

- 2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

(単位の計算方法)

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

(履修方法等)

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

(履修科目の選定)

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

(考查及び単位の授与)

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるとときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科教職実践専攻にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科教職実践専攻にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

- (2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位
- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科教職実践専攻にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 所属研究科の教授会において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科教職実践専攻は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 教育学研究科及び医歯薬学総合研究科保健学専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学

し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

- 3 国際健康開発研究科の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(博士後期課程の修了要件)

- 第19条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年)以上在学し、経済学研究科にあっては24単位以上を、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあっては15単位以上を、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあっては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

- 3 次の各号の一に該当する者については、第1項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教科実践専攻及び医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻の修士課程を含む。)を修了した者

(2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者

(工学研究科グリーンシステム創成科学専攻等の博士課程の修了要件)

- 第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数

以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。

2 教育学研究科教授会において教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 教育学研究科教授会において第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第1項に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号)の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程(医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻を除く。), 博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻に入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許(外国における医師の免許を含む。)取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められるものを、本学大学院に入学させることができる。

(博士後期課程の入学資格)

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (7) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(工学研究科グリーンシステム創成科学専攻等の博士課程の入学資格)

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。以下この条において同じ。)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制

度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

(入学志願の手続)

第27条 入学志願者は、所定の手続により願い出なければならない。

(選抜試験)

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則(平成16年規則第16号)の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

(転入学等)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願い出したときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
 - (2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの
 - (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者(第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。)で転入学を志望するもの
 - (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- 2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会が決定する。
- 3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添

えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議により、転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学)

第34条 休学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年以内に、博士後期課程にあっては3年以内に、工学研究科グリーン創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあっては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程にあっては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程(経済学研究科、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあっては、博士後期課程)に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額(第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額、第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。)を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中途中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 雜則

(補則)

第48条 この学則に定めるものほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第49条 この学則に定めるものほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第50条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学大学院学則(昭和41年学則第1号)は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在大学院に在学している者(以下この項において「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成17年9月22日学則第4号)

この学則は、平成17年9月22日から施行し、改正後の長崎大学大学院学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年12月22日学則第6号)

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則(平成18年3月22日学則第2号)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1生産科学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成18年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生産科学研究科	機械システム工学専攻	30	57		
	電気情報工学専攻	52	104		
	環境システム工学専攻	36	68		
	物質工学専攻	38	65		
	水産学専攻	37	79		
	環境共生政策学専攻	8	16		
	環境保全設計学専攻	17	34		
	システム科学専攻			11	33
	海洋生産科学専攻			15	45
	物質科学専攻			14	42
医歯薬学総合研究科	環境科学専攻			8	24
	小計	218	423	48	144
	熱帯医学専攻	12	12		
	保健学専攻	12	12		
	医療科学専攻			77	307
	新興感染症病態制御学系専攻			24	93

	放射線医療科学 専攻			11	44
	生命薬科学専攻	53	106	23	69
	小計	77	130	135	513
合計		348	659	186	666

附 則(平成18年10月27日学則第6号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日学則第2号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日学則第4号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日学則第5号)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年2月22日学則第3号)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科、医歯薬学総合研究科及び国際健康開発研究科の収容定員は、改正後の別表第1の教育学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項、同表国際健康開発研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度については、次のとおりとする。

(1) 平成20年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教科実践専攻	18	18				
	教職実践専攻					20	20
	小計	18	18			20	20
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			77	308		
	新興感染症病態制御学系専攻			24	96		

	放射線医療 科学専攻			11	44		
	生命薬科学 専攻	53	106	18	64		
	小計	77	142	130	512		
国際健康開 発研究科	国際健康開 発専攻	10	10				
	小計	10	10				
合計		338	636	181	665	20	20

(2) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課 程		博士課程及び博士後期課 程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総 合研究科	熱帯医学専 攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専 攻			77	308		
	新興感染症 病態制御学 系専攻			24	96		
	放射線医療 科学専攻			11	44		
	生命薬科学 専攻	53	106	18	59		
	小計	77	142	130	507		
合計		338	664	181	660	20	40

3 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	平成20年度
学校教育専攻	6
教科教育専攻	32

附 則(平成20年10月24日学則第4号)

この学則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年2月27日学則第2号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までについては、次のとおりとする。

(1) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	293		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	92		
	放射線医療科学専攻			8	41		
	生命薬科学専攻	53	106	18	59		
小計		77	142	108	485		
合計		338	664	159	638	20	40

(2) 平成22年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	278		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	88		
	放射線医療科学専攻			8	38		

	生命薬科学 専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	458		
合計		338	664	159	611	20	40

(3) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	84		
	放射線医療科学専攻			8	35		
	生命薬科学専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	436		
合計		338	664	159	589	20	40

附 則(平成21年7月24日学則第4号)

この学則は、平成21年7月24日から施行する。

附 則(平成22年2月26日学則第2号)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度については、次のとおりとする。

(1) 平成22年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				

	医療科学専攻			62	278		
	新興感染症 病態制御学 系専攻			20	88		
	放射線医療 科学専攻			8	38		
	生命薬科学 専攻	36	36	18	54		
	小計	60	72	108	458		
合計		321	594	159	611	20	40

(2) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症 病態制御学 系専攻			20	84		
	放射線医療 科学専攻			8	35		
	生命薬科学 専攻	36	72	18	54		
	小計	60	108	108	436		
合計		321	630	159	589	20	40

3 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する学生が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成22年度
生命薬科学専攻	博士前期課程	53

附 則(平成22年7月15日学則第3号)

この学則は、平成22年7月15日から施行する。

附 則(平成23年2月24日学則第1号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月24日学則第2号)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1工学研究科、水産・環境科学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度については、次のとおりとする。

(1) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	200				
	生産システム工学専攻			10	10		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	5		
	小計	200	200	15	15		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	35				
	環境共生政策学専攻	8	8				
	環境保全設計学専攻	17	17				
	環境海洋資源学専攻			12	12		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	5		
	小計	60	60	17	17		
合計		363	672	143	573	20	40

(2) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	400				

	生産システム工学専攻			10	20		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	10		
	小計	200	400	15	30		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	24		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	10		
	小計	60	120	17	34		
合計		363	714	143	535	20	40

(3) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	15		
	小計	200	400	15	45		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				

	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	15		
	小計	60	120	17	51		
合計		363	714	143	519	20	40

(4) 平成26年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	20		
	小計	200	400	15	50		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	20		
	小計	60	120	17	56		
合計		363	714	143	529	20	40

3 生産科学研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、生産科学研究科の収容定員について

ては、次のとおりとする。

専攻	課程	平成23年度	平成24年度
機械システム工学専攻	博士前期課程	30	
電気情報工学専攻	博士前期課程	52	
環境システム工学専攻	博士前期課程	36	
物質工学専攻	博士前期課程	38	
水産学専攻	博士前期課程	37	
環境共生政策学専攻	博士前期課程	8	
環境保全設計学専攻	博士前期課程	17	
システム科学専攻	博士後期課程	22	11
海洋生産科学専攻	博士後期課程	30	15
物質科学専攻	博士後期課程	28	14
環境科学専攻	博士後期課程	16	8

附 則(平成24年2月24日学則第2号)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度については、次のとおりとする。

(1) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	32				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	46		
	小計	68	116	100	406		
合計		371	722	135	527	20	40

(2) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	40				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	38		
	小計	68	124	100	398		
合計		371	730	135	503	20	40

3 研究科の収容定員は、改正後の別表第1合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
合計		371	730	135	505	20	40

4 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該修士課程に在学する学生が当該修士課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第1の規定は、適用しない。

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教科実践専攻	18	36				
	教職実践専攻					20	40
	小計	18	36			20	40

経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	200	400	15	55		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	40				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	68	124	100	390		

国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	10	20				
	小計	10	20				
合計		371	730	135	515	20	40

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類(免許教科・領域)	
教育学研究科	教科実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	(国語, 社会, 数学, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭)
		高等学校教諭専修免許状	(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 工業)
	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語)
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	(商業)
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	(水産)

長崎大学学位規則

長崎大学学位規則

平成16年4月1日

規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号)第18条第1項に規定する修士課程の修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文(以下「論文」という。)を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文(研究科の教授会(以下「研究科教授会」という。)が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。), 論文目録及び論文内容の要旨各2通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨各3通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文(研究科教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。), 論文目

録及び論文内容の要旨各2通を添え，在学中に，研究科長を経て，学長に提出しなければならない。ただし，論文目録については，研究科において必要でないと認めるときは，提出を省略することができる。

- 4 第5条第2項の規定により，論文を提出して学位を申請しようとする者は，学位申請書に論文，論文目録，論文内容の要旨及び履歴書各3通を添え，研究科長を経て，学長に提出しなければならない。
- 5 前項の論文には，参考として他の論文を添付することができる。
- 6 学長は，審査のため必要があるときは，論文(大学院修士課程又は博士前期課程にあつては，特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の副本又は訳文，模型，標本等の提出を求めることができる。
- 7 受理した論文は，返還しない。
- 8 第4項に規定する学位申請に当たっては，審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし，本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得して退学した者が，退学後1年以内に論文を提出した場合には，審査手数料を免除する。
- 9 既納の審査手数料は，返還しない。
- 10 第1項から第4項の論文等の提出時期は，各研究科において定めるものとする。

(論文審査並びに最終試験又は試験及び試問)

- 第7条 学長は，論文を受理したときは，研究科教授会にその審査を付託するものとする。
 - 第8条 研究科教授会は，構成員のうちから論文の審査委員(以下「審査委員」という。)を選出して，論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を，第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。
 - 2 審査委員は，主査1人及び副査2人以上とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず，研究科教授会が必要であると認めるときは，2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者(研究指導担当適格者に限る。)を前項の審査委員とすることができる。
 - 4 研究科教授会は，論文の審査に当たり，論文の内容に応じ必要と認めるときは，第2項の審査委員に，他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
 - 5 研究科教授会は，論文の審査に当たり，論文の内容に応じ必要と認めるときは，当該研究科の教授会構成員以外の教員，他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 第9条 最終試験は，論文を中心とし，これに関連ある科目について，口頭又は筆答により，行うものとする。
- 2 第5条第2項の規定による者に対する試験は，前項の最終試験に準じて行い，試問は，口頭又は筆答により，博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以

上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

- 3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。
- 4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の合否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(課程修了の可否及び論文審査の合否)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の合否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則(平成16年学則第1号)第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

- 2 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号)第21条及び第22条の規定に

より専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条第1項により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、研究科長は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供しなければならない。

3 第1項本文又は前項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事實が判明したとき、学位の栄誉を汚辱する行為があったとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学学位規則(昭和34年1月10日制定)は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在本学に在学している者(以下この項において「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学学位規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第5条第2項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、同条第1項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経た者に対する博士の学位が授与された後に行うものとする。

附 則(平成18年3月22日規則第5号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年3月31日に薬学部に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月27日規則第43号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年2月22日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成20年2月22日から施行する。

附 則(平成20年9月26日規則第47号)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第2項から第4項までの規定は、この規則の施行の日以後に第5条第2項の規定により論文を提出した者から適用し、施行の日前に論文を提出した者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年2月26日規則第4号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻博士前期課程に係る学位の授与は、当該課程が存続する間は、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月24日規則第3号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、生産科学研究科に係る学位の授与は、当該研究科が存続する間、なお従前の例による。

附 則(平成24年2月24日規則第6号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程に係る学位の授与は、当該修士課程が存続する間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定にかかわらず、平成24年3月31日に医歯薬学総合研究科生命薬科学

専攻の博士後期課程に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。ただし、第5条第2項の規定により学位を授与する場合は、この限りでない。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
教育学部	学士(教育学)
経済学部	学士(経済学)
医学部	
医学科	学士(医学)
保健学科	学士(看護学), 学士(保健学)
歯学部	学士(歯学)
薬学部	
薬学科	学士(薬学)
薬科学科	学士(薬科学)
工学部	学士(工学)
環境科学部	学士(環境科学)
水産学部	学士(水産学)

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
教育学研究科	教科実践専攻	修士課程	修士(教育学)
	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士(経済学), 修士(経営学)
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士(経営学)
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	博士(工学)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士(学術), 修士(水産学)
	環境共生政策学専攻		修士(学術), 修士(環境科学)
	環境保全設計学専攻		
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士(学術), 博士(水産学), 博士(環境科学)

	海洋フィールド生命科学 専攻	博士課程	博士(水産学), 博士(環境科学), 博士(海洋科学)
医薬学総合研究科	熱帯医学専攻	修士課程	修士(熱帯医学)
	保健学専攻		修士(看護学), 修士(理学療法学), 修士(作業療法学)
	医療科学専攻	博士課程	博士(学術), 博士(医学), 博士(歯学), 博士(薬学)
	新興感染症病態制御学系 専攻		博士(学術), 博士(医学), 博士(歯学), 博士(薬学)
	放射線医療科学専攻	修士課程	博士(学術), 博士(医学), 博士(歯学), 博士(薬学)
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士(薬科学)
		博士後期課程	博士(学術), 博士(薬科学)
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	修士課程	修士(公衆衛生学)

別記様式

ア 第3条該当者

<p>Nagasaki University</p> <p>This is to certify that</p> <p>《Full name》</p> <p>has completed the prescribed requirements for the course of study at the Faculty/School of ○○○○ in attestation of the above the Bachelor of ○○○○ is hereby conferred</p> <p><u>Signature</u> <u>Signature</u></p>	<p>○第 号</p> <p>卒業証書・学位記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">大学印</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">本学○○学部所定の課 程を修めたことを認める</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">長崎大学○○学部長 (氏名) 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">本学○○学部長の認定 により本学を卒業したこ とを認め, 学士(○○)の学 位を授与する</td> </tr> </table>	大学印	氏名	年 月 日生			本学○○学部所定の課 程を修めたことを認める			長崎大学○○学部長 (氏名) 印			本学○○学部長の認定 により本学を卒業したこ とを認め, 学士(○○)の学 位を授与する
大学印	氏名	年 月 日生											
		本学○○学部所定の課 程を修めたことを認める											
		長崎大学○○学部長 (氏名) 印											
		本学○○学部長の認定 により本学を卒業したこ とを認め, 学士(○○)の学 位を授与する											

<p>『 Name 』 『Name』</p> <p>Dean</p> <p>President</p> <p>Faculty/School of ○ ○ ○ ○</p> <p>Nagasaki University</p> <p>Nagasaki University</p> <p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX</p> <p>Serial Number : XXXX</p> <p>Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	<p>平成 年 月 日 長崎大学長 (氏名) 印</p>
---	--------------------------------------

注1 様式中の英文表記の学士の欄「the Bachelor of ○○○○」については、医学部医学科及び歯学部は「the Doctor of ○○○○」と表記する。

2 学位番号には、当該学部名の首字を付するものとする。

イ 第4条該当者

<p>Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○</p> <p>has conferred the degree of</p> <p>Master of ○○○○</p> <p>upon</p> <p>『Full name』</p> <p>for having successfully completed all program requirements</p> <p>in the field of</p>	<p>修(○)第 号</p>		
	<p>学位記</p>	<p>氏名</p>	<p>年 月 日生</p>
	<p>本学大学院○○研究科 ○○専攻の</p>	<p>修士課程 博士前期課程</p>	<p>を修了したので修</p>
	<p>士(○○)の学位を授与する</p>		
	<p>平成 年 月 日</p>	<p>長崎大学 印</p>	

<p>『Department』</p> <p><u>Signature</u></p> <p>『Name』</p> <p>President</p> <p>Nagasaki University</p> <p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX</p> <p>Serial Number : XXXX</p> <p>Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	
---	--

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

ウ 第4条第2項該当者

<p>Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○</p> <p>○</p> <p>has conferred the degree of</p> <p>Master of ○○○○</p> <p>upon</p> <p>『Full name』</p> <p>for having successfully completed</p> <p>all program requirements</p> <p>in the field of</p> <p>『Department』</p> <p><u>Signature</u></p>	<p>修(○)第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日 生</p> <p><u>本学大学院○○研究科○○専攻において修士課程の</u></p> <p><u>修了要件を満たしたので修士(○○)の学位を授与する</u></p> <p>平成 年 月 日</p>
---	--

<p>University</p> <p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX</p> <p>Serial Number : XXXX</p> <p>Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	<p>《Name》 President Nagasaki</p> <p>長崎大学</p>	<p>印</p>
---	--	----------

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

エ 第5条第1項該当者

<p>Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and</p>	<p>博(○)甲第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名 年 月 日生</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本学大学院○○研 究科○○専攻の</td> <td style="width: 30%;">博士課程</td> <td style="width: 20%;">において所定 博士後期課程</td> </tr> </table> <p>の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>長崎大学</p>	本学大学院○○研 究科○○専攻の	博士課程	において所定 博士後期課程	<p>印</p>
本学大学院○○研 究科○○専攻の	博士課程	において所定 博士後期課程			

successful defense		
<u>Signature</u>		
『Name』		
President		
Nagasaki University		
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX		
Serial Number : XXXX		
Date of Issue : XX XXX XXXX		

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

才 第5条第2項該当者

Nagasaki University		博(○)乙第 号
The trustees of the University on the recommendation of the Graduate School of ○○○○ and by virtue of the authority vested in them have conferred on		学位記
『Full name』		氏名
who has submitted a dissertation		年 月 日生
		本学に学位論文を提出し所定の審

<p>and passed the examinations required for the degree of</p> <p>Doctor of ○○○○</p> <p>with all the rights,privileges and honors pertaining thereto</p> <p><u>Signature</u> _____</p> <p>《Name》</p> <p>President</p> <p>Nagasaki University</p> <p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX</p> <p>Serial Number :</p> <p>XXXX</p> <p>Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	<p>査及び試験に合格したので博士(○ ○)の学位を授与する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>長崎大学 印</p>
--	--

注 学位番号には、当該論文の審査を行った研究科の首字を付するものとする。

カ 第5条の2該当者

<p>Nagasaki University</p> <p>on recommendation of the Graduate School of Education</p> <p>has conferred the degree of</p> <p>Master of Education(professional)</p>	<p>修(専)第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p>
---	---

<p>in</p> <p>Teacher Training and Practice</p> <p>upon</p> <p>『Full name』</p> <p>for having successfully completed the professional degree program</p> <p><u>Signature</u></p> <p>『Name』</p> <p>President</p> <p>Nagasaki</p> <p>University</p> <p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX</p> <p>Serial Number : M.ed.X</p> <p>Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	<p>本学大学院教育学研究科教職実践専攻の専門職学位 課程を修了したので教職修士(専門職)の学位を授与する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>長崎大学 印</p>
---	---

長崎大学大学院医歯薬学
総合研究科規程

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるものほか、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、医学、歯学及び薬学分野における教育研究内容の高度化及び学際化を図ることにより、高度の専門的知識と経験を有し、基礎研究、先端医療、創薬、保健行政、国際貢献等の各分野において課題探求能力を備えた研究者及び教育者を養成し、もって医療科学の発展に資することを目的とする。

(専攻、課程及び履修コース並びに専攻の目的)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

専 攻	課 程	
熱帯医学専攻 保健学専攻	修士課程	
医療科学専攻 新興感染症病態制御学系専攻 放射線医療科学専攻	博士課程	
生命薬科学専攻	前期 2 年の課程	博士課程
	後期 3 年の課程	

- 2 保健学専攻の学生は、遺伝看護について高度の知識と実践能力を有する高度職業専門職者養成のためのカリキュラムを必修とする遺伝看護・遺伝カウンセリングコース、がん医療に携わる専門看護師養成のためのカリキュラムを必修とするがん看護専門看護師養成コース、放射線医療に携わる専門看護師養成のためのカリキュラムを必修とする放射線看護専門看護師養成コース及び助産師養成のためのカリキュラムを必修とする助産師養成コースに所属することができる。
- 3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の学生は、がん医療に携わる専門医養成のためのカリキュラムを必修とする医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースに所属することができる。
- 4 医療科学専攻の学生は、専門薬剤師養成のためのカリキュラムを必修とするがん専門薬剤師養成コース及び専門薬剤師養成コース並びにコーディネーター養成コースに所属することができる。
- 5 新興感染症病態制御学系専攻の学生は、感染症研究者又は感染症専門医養成のためのカリキュラムを必修とする次のコースに所属することができる。
 - (1) 感染症研究者養成コース
 - (2) 感染症専門医養成コース
- 6 生命薬科学専攻の前期 2 年の課程（以下「生命薬科学専攻博士前期課程」という。）に、特別コースを置く。
- 7 生命薬科学専攻の後期 3 年の課程（以下「生命薬科学専攻博士後期課程」という。）に、特別コースを置く。
- 8 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 热帯医学専攻は、热帯医学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、国際性を持つ热帯医学の高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
 - (2) 保健学専攻は、保健学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、保健学の高度専門職業人の育成を行うこと

を目的とする。

- (3) 医療科学専攻は、医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び疾患の本質・病態を科学的なロジックで理解することができる学識を養うことを目的とする。
- (4) 新興感染症病態制御学系専攻は、感染症分野の研究者及び専門医として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- (5) 放射線医療科学専攻は、放射線医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- (6) 生命薬科学専攻博士前期課程は、生命薬科学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、薬科学に関連する分野の基礎的素養を涵養し、高い国際性と倫理観を備えた創薬研究者及び高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
- (7) 生命薬科学専攻博士後期課程は、生命薬科学研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(入学の時期)

第4条 学生の入学の時期は、学期の始めとする。

(教育方法等)

第5条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員を定める。

(授業科目、単位数等)

第6条 研究科における授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

2 研究科における授業科目、単位数等は、別表第1のとおりとする。

3 授業科目の授業は、原則として、前期及び後期にそれぞれ開設する。

(熱帯医学専攻の最低修得単位数)

第7条 热帯医学専攻における最低修得単位数は、別表第2に定めるとおりとする。

(保健学専攻の最低修得単位数)

第8条 保健学専攻における最低修得単位数は、別表第3に定めるとおりとする。

(医療科学専攻等の最低修得単位数)

第9条 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻の医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース、がん専門薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、感染症研究者養成コース及び感染症専門医養成コースを除く。）における最低修得単位数は、別表第4に定めるとおりとし、医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースの最低修得単位数は別表第5に、がん専門薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの最低修得単位数は別表第6に、感染症研究者養成コース及び感染症専門医養成コースの最低修得単位数は別表第7に定めるとおりとする。

(生命薬科学専攻博士前期課程の最低修得単位数)

第10条 生命薬科学専攻博士前期課程における最低修得単位数は、別表第8に定めるとおりとする。

(生命薬科学専攻博士後期課程の最低修得単位数)

第11条 生命薬科学専攻博士後期課程における最低修得単位数は、別表第9に定めるとおりとする。

(指導教員による履修指導等)

- 第12条 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、主任指導教員による履修指導を受けなければならぬ。
- 2 学生は、学位論文の作成に当たっては、主任指導教員による必要な研究指導を受けなければならぬ。

(履修の手続)

- 第13条 学生は、在学中に履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修計画表により、主任指導教員の承認を得て、登録しなければならない。
- 2 学生の授業科目の履修に関する手続については、別に定める。

(考查及び単位の授与)

- 第14条 授業科目を履修した学生に対しては、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。
- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。
- 3 授業科目の成績は、AA、A、B、C及びDの評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験)

- 第15条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業が終了する学期末に行う。
- 2 学生が、病気、忌引、事故その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた場合には、願い出により追試験を行うことがある。
- 3 試験の結果、不合格となった学生については、再試験を行うことがある。

(他の研究科及び大学院における履修等)

- 第16条 学則第15条及び第15条の2の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、保健学専攻の修士課程にあっては2単位を、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程にあっては10単位を、生命薬科学専攻博士前期課程及び生命薬科学専攻博士後期課程にあっては両課程を併せて10単位（うち生命薬科学専攻博士後期課程は4単位以内）を限度として、第7条から第11条までに規定する修得すべき授業科目及び単位として認定する。

(他の大学院等における研究指導)

- 第17条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、生命薬科学専攻博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(転入学及び再入学等)

- 第18条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科、転専攻又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において行う。
- 2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

(進学)

- 第19条 学則第37条の規定により進学を志願する者の選考は、教授会において行う。
- 2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

(社会人及び外国人留学生のための特別選抜試験)

- 第20条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程にあっては学則第26条第2項に規定する入学資格を、保健学専攻の修士課程及び生命薬科学専攻博士前期課程にあっては学則第24条に規定する入学資格を、生命薬科学専攻博士後期課程にあっては学則第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学者選抜試験（以下「特別選抜試験」という。）を行い、選抜することができる。

2 前項の特別選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第21条 社会人特別選抜試験により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(長期履修)

第21条の2 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第22条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、主任指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第23条 热帯医学専攻の修士課程の最終試験は、第7条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、特定の課題についての研究の成果を提出した者について行う。

- 2 保健学専攻の修士課程の最終試験は、第8条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。
- 3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の最終試験は、第9条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。
- 4 生命薬科学専攻博士前期課程の最終試験は、第10条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。
- 5 生命薬科学専攻博士後期課程の最終試験は、第11条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

(学位論文の審査及び最終試験の方法)

第24条 教授会は、学位規則の定めるところにより審査委員を定め、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆頭により行う。
- 3 教授会は、審査委員の報告に基づき、学位論文及び最終試験の合否を決定するものとする。

(課程修了の要件)

第25条 热帯医学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、第7条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 保健学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第8条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、第9条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 生命薬科学専攻博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第10条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 5 生命薬科学専攻博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第11条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第26条 热帯医学専攻及び保健学専攻の修士課程、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程及び生命薬科学専攻博士後期課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

(外国人留学生)

第27条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則（平成16年規則第20号）に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(がん専門インテンシブコース)

第28条 研究科においては、がんの診断・治療・研究に必要な高度先進的な知識と技術を習得した専門家の養成のため、研究科の学生以外のがん医療に携わる医師等を対象に、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻における医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースの授業科目の一部を受講することができる、がん医療に携わる医師等の研修コース（以下「がん専門インテンシブコース」という。）を編成する。

- 2 前項のがん専門インテンシブコースの授業科目について履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 3 がん専門インテンシブコースの細部については、教授会が別に定める。

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在本研究科に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成16年9月1日医歯薬学総合研究科規程第13号）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年8月12日医歯薬学総合研究科規程第3号）

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成17年9月30日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日医歯薬学総合研究科規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月14日医歯薬学総合研究科規程第8号）

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年9月30日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第1の8生命薬科学専攻（博士前期課程）のResources of Natural Medicines for Infectious Diseasesの項の規定は、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。

附 則（平成20年3月19日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第2項及び第4項、第9条並びに第10条の規定は、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の4医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻における医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースの科目並びに同表の9生命薬科学専攻（博士前期課程）におけるがん専門薬剤師養成コースの科目のうち、集学的がん治療学特論、集学的がん治療学実習、基礎がん薬物治療学特論I、基礎がん薬物治療学特論II及びがん薬物治療学基礎実習については、この規程の施行の日前の入学者の履修を認めるものとする。ただし、当該入学者が当該各科目を履修し、修得した単位は、改正後の第9条及び第10条に規定する最低修得単位数には含めない。

附 則（平成20年9月9日医歯薬学総合研究科規程第11号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月4日医歯薬学総合研究科規程第7号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第13条の規定は、平成21年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

授業科目及び単位数

1 热帯医学専攻

授業科目	単位数		
	必修	選択必修	選択
熱帯医学特論	24		
熱帯公衆衛生学特論	4		
海外熱帯医学臨床実習	2		

2 保健学専攻

講座等区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
全分野共通科目	生体情報科学特論		2		1
	研究方法特論		2		1
	医学関連論文と英語表現		2		1
	人類比較形態学特論		2		1
	保健統計学特論		2		1
	保健医療社会学特論		2		1
	国際保健学特論		2		1
	国際協力特論		2		1
看護学講座	コンサルテーション特論		2		1
	ヘルスプロモーション特論		2		1
	看護管理学特論		2		1
	看護倫理		2		1
	看護理論		2		1
	看護教育論		2		1
分野専門科目	健康推進看護学分野	臨床看護実践特論		2	1
		臨床看護実践セミナー		2	1
		高齢者看護学特論		2	1
		高齢者看護学セミナー		2	1
		精神看護学特論		2	1
		精神看護学セミナー		2	1
		地域看護学特論		2	1
		地域看護学セミナー		2	1
		遺伝看護セミナー		2	1
		健康推進看護学分野特別研究		10	2
	リプロダクティブヘルス・国際看護学分野	リプロダクティブヘルス特論		2	1
		リプロダクティブヘルスセミナー		2	1

理学・作業療法学講座	講座共通科目	リウマチ学特論	2		1
		機能障害病態学特論	2		1
		生体機能解析・制御学特論	2		1
		ライフサイクルリハビリテーション学特論	2		1
	分野専門科目	呼吸器障害理学療法学特論	2		1
		発達障害理学療法学特論	2		1
		基礎理学療法学特論	2		1
		地域リハビリテーション学特論	2		1
		理学療法学セミナー	2		1
		理学療法学特別研究	10		2
		身体障害作業療法学特論	2		1
		生活障害作業療法学特論	2		1
		精神障害作業療法学特論	2		1
		基礎作業療法学特論	2		1
		発達障害作業療法学特論	2		1
		作業療法学セミナー	2		1
		作業療法学特別研究	10		2

3 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
保健学専攻の全分野共通科目	保健医療社会学特論	2			1
保健学専攻看護学講座健康推進看護学分野の専門科目	遺伝看護セミナー	2			1
	看護倫理	2			1
	健康推進看護学分野特別研究	10			2
研究科が開設する遺伝看護関連科目	分子遺伝系	2			1
	基礎遺伝解析学演習	2			1
	遺伝医療学	2			1
	医療情報学	1			1
	遺伝情報学	1			1
	カウンセリング技法	1			1
	遺伝看護実習	1			1
	遺伝カウンセリング実習	6			1・2

4 保健学専攻におけるがん看護専門看護師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修 年次
		必修	選択 必修	選択	
保健学専攻の全分野 共通科目	研究方法特論		2		1
保健学専攻看護学講 座の共通科目	コンサルテーション特論		2		1
	看護管理学特論		2		1
	看護倫理		2		1
	看護理論		2		1
	看護教育論		2		1
研究科が開設するが ん看護関連科目	集学的がん治療学特論	2			1
	がん看護特論	2			1
	がん看護援助論Ⅰ	2			1
	がん看護援助論Ⅱ	2			1
	化学療法看護	2			1
	緩和ケア	2			1
	がん看護学実習Ⅰ	4			2
	がん看護学実習Ⅱ	2			2
	がん看護学課題研究	4			2

5 保健学専攻における放射線看護専門看護師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修 年次
		必修	選択 必修	選択	
保健学専攻の全分野 共通科目	研究方法特論	2			1
保健学専攻看護学講 座の共通科目	コンサルテーション特論	2			1
	看護管理学特論	2			1
	看護倫理	2			1
	基礎放射線学	2			1
	被ばく影響学	2			1
研究科が開設するが ん看護関連科目	臨床放射線医学	2			1
	放射線看護学	2			1
	放射線ヘルスプロモーション看 護学	2			1
	放射線防護看護学	2			1
	放射線看護実習	6			2
	放射線看護学課題研究	4			2

6 保健学専攻における助産師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修 年次
		必修	選択 必修	選択	
倫理的課題・自律	助産業務管理学	1			1
	地域・国際助産学	1			1
	助産業務管理学演習	1			2
生と生殖	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	1			1
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ演習	1			2
マタニティケア能力	妊娠助産診断・ケア学	2			1
	産婦助産診断・ケア学	4			1
	褥婦助産診断・ケア学	1			1
	新生児助産診断・ケア学	1			1
	周産期メンタルヘルス	1			1
	高度助産技術実践論	2			2
	周産期救急ケア演習	1			2
	助産学実習Ⅰ	2			1
	助産学実習Ⅱ	7			2
	地域・国際助産学実習	2			2

7 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び生命薬科学専攻（博士後期課程）の共通科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
生命医療科学セミナー	生命医療科学トピックス	2			1・2
生命医療科学概論	生命倫理学		1		1・2
	医療情報学		1		1・2
	国際・熱帯医学		1		1・2
生命医療科学特論	分子細胞生物学		1		1・2
	ゲノム科学		1		1・2
	生体材料科学		1		1・2
	硬組織科学		1		1・2
	医薬品化学		1		1・2
	生体分子解析学		1		1・2
	腫瘍診断治療学		1		1・2
	移植・再生医療学		1		1・2
	リハビリテーション科学特論		1		1・2
	先端医療科学特論（基礎編）		1		1・2
	先端医療科学特論（臨床編）		1		1・2
	先端新興感染症病態制御学特論		1		1・2
	先端放射線医療科学特論		1		1・2
	先端臨床試験特論		1		1・2
生命医療科学実習	先端機器実習		1		1・2

8 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻における医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース並びに医療科学専攻のがん専門薬剤師養成コースの科目

区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
共通科目	集学的がん治療学特論	3			1・2
	集学的がん治療学実習	2			1・2
研究科が指定するがん関連科目	腫瘍外科学演習 I			2	1・2
	腫瘍外科学演習 II			2	1・2
	腫瘍外科学演習 III			2	1・2
	腫瘍外科学演習 IV			2	1・2
	腫瘍外科学実習 I			2	1・2
	腫瘍外科学実習 II			2	1・2
	腫瘍外科学論文研究 I			4	3・4
	腫瘍外科学論文研究 II			4	3・4
	病態解析・診断学演習 I			2	1・2
	病態解析・診断学演習 II			2	1・2
	病態解析・診断学演習 III			2	1・2
	病態解析・診断学演習 IV			2	1・2
	病態解析・診断学実習 I			2	1・2
	病態解析・診断学実習 II			2	1・2
	病態解析・診断学論文研究 I			4	3・4
	病態解析・診断学論文研究 II			4	3・4
	腫瘍・診断病理学演習 I			2	1・2
	腫瘍・診断病理学演習 II			2	1・2
	腫瘍・診断病理学演習 III			2	1・2
	腫瘍・診断病理学演習 IV			2	1・2
	腫瘍・診断病理学実習 I			2	1・2

	腫瘍・診断病理学実習Ⅱ		2	1・2
	腫瘍・診断病理学論文研究Ⅰ		4	3・4
	腫瘍・診断病理学論文研究Ⅱ		4	3・4
	血液内科学演習Ⅰ		2	1・2
	血液内科学演習Ⅱ		2	1・2
	血液内科学演習Ⅲ		2	1・2
	血液内科学演習Ⅳ		2	1・2
	血液内科学実習Ⅰ		2	1・2
	血液内科学実習Ⅱ		2	1・2
	血液内科学論文研究Ⅰ		4	3・4
	血液内科学論文研究Ⅱ		4	3・4
	放射線災害医療学演習Ⅰ		2	1・2
	放射線災害医療学演習Ⅱ		2	1・2
	放射線災害医療学演習Ⅲ		2	1・2
	放射線災害医療学演習Ⅳ		2	1・2
	放射線災害医療学実習Ⅰ		2	1・2
	放射線災害医療学実習Ⅱ		2	1・2
	放射線災害医療学論文研究Ⅰ		4	3・4
	放射線災害医療学論文研究Ⅱ		4	3・4
	国際ヒバクシャ医療学演習Ⅰ		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学演習Ⅱ		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学演習Ⅲ		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学演習Ⅳ		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学実習Ⅰ		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学実習Ⅱ		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学論文研究Ⅰ		4	3・4
	国際ヒバクシャ医療学論文研究Ⅱ		4	3・4
	歯学がん治療学特論		2	1・2
	歯学がん治療学演習		2	1・2
	歯学がん治療学実習		4	1・2
研究科が開設する がん関連科目	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅰ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅱ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅲ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅳ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅰ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅱ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
	神経病態制御外科学演習Ⅰ		2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅱ		2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅲ		2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅳ		2	1・2
	神経病態制御外科学実習Ⅰ		2	1・2
	神経病態制御外科学実習Ⅱ		2	1・2
	神経病態制御外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
	神経病態制御外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
	麻酔・蘇生学演習Ⅰ		2	1・2
	麻酔・蘇生学演習Ⅱ		2	1・2
	麻酔・蘇生学演習Ⅲ		2	1・2
	麻酔・蘇生学演習Ⅳ		2	1・2
	麻酔・蘇生学実習Ⅰ		2	1・2
	麻酔・蘇生学実習Ⅱ		2	1・2
	麻酔・蘇生学論文研究Ⅰ		4	3・4
	麻酔・蘇生学論文研究Ⅱ		4	3・4
	腎泌尿器病態学演習Ⅰ		2	1・2

腎泌尿器病態学演習Ⅱ		2	1・2
腎泌尿器病態学演習Ⅲ		2	1・2
腎泌尿器病態学演習Ⅳ		2	1・2
腎泌尿器病態学実習Ⅰ		2	1・2
腎泌尿器病態学実習Ⅱ		2	1・2
腎泌尿器病態学論文研究Ⅰ		4	3・4
腎泌尿器病態学論文研究Ⅱ		4	3・4
移植・消化器外科学演習Ⅰ		2	1・2
移植・消化器外科学演習Ⅱ		2	1・2
移植・消化器外科学演習Ⅲ		2	1・2
移植・消化器外科学演習Ⅳ		2	1・2
移植・消化器外科学実習Ⅰ		2	1・2
移植・消化器外科学実習Ⅱ		2	1・2
産婦人科学演習Ⅰ		2	1・2
産婦人科学演習Ⅱ		2	1・2
産婦人科学演習Ⅲ		2	1・2
産婦人科学演習Ⅳ		2	1・2
産婦人科学実習Ⅰ		2	1・2
産婦人科学実習Ⅱ		2	1・2
産婦人科学論文研究Ⅰ		4	3・4
産婦人科学論文研究Ⅱ		4	3・4
構造病態整形外科学演習Ⅰ		2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅱ		2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅲ		2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅳ		2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅰ		2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅱ		2	1・2
構造病態整形外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
構造病態整形外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
形成再建外科学演習Ⅰ		2	1・2
形成再建外科学演習Ⅱ		2	1・2
形成再建外科学演習Ⅲ		2	1・2
形成再建外科学演習Ⅳ		2	1・2
形成再建外科学実習Ⅰ		2	1・2
形成再建外科学実習Ⅱ		2	1・2
形成再建外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
形成再建外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
皮膚病態学演習Ⅰ		2	1・2
皮膚病態学演習Ⅱ		2	1・2
皮膚病態学演習Ⅲ		2	1・2
皮膚病態学演習Ⅳ		2	1・2
皮膚病態学実習Ⅰ		2	1・2
皮膚病態学実習Ⅱ		2	1・2
皮膚病態学論文研究Ⅰ		4	3・4
皮膚病態学論文研究Ⅱ		4	3・4
消化器病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
消化器病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
消化器病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4

呼吸器病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
呼吸器病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
呼吸器病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
呼吸器病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
呼吸器病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
小児病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
小児病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
小児病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
小児病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
小児病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
小児病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
小児病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
小児病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
放射線診断治療学演習Ⅰ		2	1・2
放射線診断治療学演習Ⅱ		2	1・2
放射線診断治療学演習Ⅲ		2	1・2
放射線診断治療学演習Ⅳ		2	1・2
放射線診断治療学実習Ⅰ		2	1・2
放射線診断治療学実習Ⅱ		2	1・2
放射線診断治療学論文研究Ⅰ		4	3・4
放射線診断治療学論文研究Ⅱ		4	3・4
感染病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
感染病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
感染病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
感染病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
感染病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
感染病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
感染病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
感染病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
研究科が開設するがん拠点病院における実習	がん専門薬剤師養成実習	8	2・3

9 医療科学専攻における専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択必修	
研究科が開設する病院における実習	専門薬剤師養成実習（感染防御）	4		2・3
	専門薬剤師養成実習（糖尿病）	4		2・3
	専門薬剤師養成実習（精神科）	4		2・3
	専門薬剤師養成実習（妊婦・授乳婦）	4		2・3
	コーディネーター養成実習	4		2・3

10 新興感染症病態制御学系専攻の感染症研究者養成コース及び感染症専門医養成コース科目

講座等区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択必修	
感染症研究者養成コース	生命医科学特論及び実習A－1		1	1・2
	生命医科学特論及び実習A－2		1	1・2
	生命医科学特論及び実習B－1		1	1・2

感染症専門医養成コース	生命医科学特論及び実習B－2		1		1・2
	生命医科学特論及び実習C－1		1		1・2
	生命医科学特論及び実習C－2		1		1・2
	臨床微生物学特論	1			1・2
	感染疫学特論	1			1・2
	臨床感染症学実習	2			1・2
	感染制御学実習	1			1・2
	短期海外臨床研修			1	3

1.1 医療科学専攻

講座等区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択必修	
生命医科学	形態制御解析学演習 I			1・2
	形態制御解析学演習 II			1・2
	形態制御解析学演習 III			1・2
	形態制御解析学演習 IV			1・2
	形態制御解析学実習 I			1・2
	形態制御解析学実習 II			1・2
	形態制御解析学論文研究 I			3・4
	形態制御解析学論文研究 II			3・4
	肉眼形態学演習 I			1・2
	肉眼形態学演習 II			1・2
	肉眼形態学演習 III			1・2
	肉眼形態学演習 IV			1・2
	肉眼形態学実習 I			1・2
	肉眼形態学実習 II			1・2
	肉眼形態学論文研究 I			3・4
	肉眼形態学論文研究 II			3・4
	組織細胞生物学演習 I			1・2
	組織細胞生物学演習 II			1・2
	組織細胞生物学演習 III			1・2
	組織細胞生物学演習 IV			1・2
	組織細胞生物学実習 I			1・2
	組織細胞生物学実習 II			1・2
	組織細胞生物学論文研究 I			3・4
	組織細胞生物学論文研究 II			3・4
	顎顔面解剖学演習 I			1・2
	顎顔面解剖学演習 II			1・2
	顎顔面解剖学演習 III			1・2
	顎顔面解剖学演習 IV			1・2
	顎顔面解剖学実習 I			1・2
	顎顔面解剖学実習 II			1・2
	顎顔面解剖学論文研究 I			3・4
	顎顔面解剖学論文研究 II			3・4
	細胞生物学演習 I			1・2
	細胞生物学演習 II			1・2
	細胞生物学演習 III			1・2
	細胞生物学演習 IV			1・2
	細胞生物学実習 I			1・2
	細胞生物学実習 II			1・2
	細胞生物学論文研究 I			3・4
	細胞生物学論文研究 II			3・4
	神経機能学演習 I			1・2

神経機能学演習Ⅱ		2	1・2
神経機能学演習Ⅲ		2	1・2
神経機能学演習Ⅳ		2	1・2
神経機能学実習Ⅰ		2	1・2
神経機能学実習Ⅱ		2	1・2
神経機能学論文研究Ⅰ		4	3・4
神経機能学論文研究Ⅱ		4	3・4
内臓機能生理学演習Ⅰ		2	1・2
内臓機能生理学演習Ⅱ		2	1・2
内臓機能生理学演習Ⅲ		2	1・2
内臓機能生理学演習Ⅳ		2	1・2
内臓機能生理学実習Ⅰ		2	1・2
内臓機能生理学実習Ⅱ		2	1・2
内臓機能生理学論文研究Ⅰ		4	3・4
内臓機能生理学論文研究Ⅱ		4	3・4
生化学演習Ⅰ		2	1・2
生化学演習Ⅱ		2	1・2
生化学演習Ⅲ		2	1・2
生化学演習Ⅳ		2	1・2
生化学実習Ⅰ		2	1・2
生化学実習Ⅱ		2	1・2
生化学論文研究Ⅰ		4	3・4
生化学論文研究Ⅱ		4	3・4
生体情報科学演習Ⅰ		2	1・2
生体情報科学演習Ⅱ		2	1・2
生体情報科学演習Ⅲ		2	1・2
生体情報科学演習Ⅳ		2	1・2
生体情報科学実習Ⅰ		2	1・2
生体情報科学実習Ⅱ		2	1・2
生体情報科学論文研究Ⅰ		4	3・4
生体情報科学論文研究Ⅱ		4	3・4
口腔分子生化学演習Ⅰ		2	1・2
口腔分子生化学演習Ⅱ		2	1・2
口腔分子生化学演習Ⅲ		2	1・2
口腔分子生化学演習Ⅳ		2	1・2
口腔分子生化学実習Ⅰ		2	1・2
口腔分子生化学実習Ⅱ		2	1・2
口腔分子生化学論文研究Ⅰ		4	3・4
口腔分子生化学論文研究Ⅱ		4	3・4
神経薬理学演習Ⅰ		2	1・2
神経薬理学演習Ⅱ		2	1・2
神経薬理学演習Ⅲ		2	1・2
神経薬理学演習Ⅳ		2	1・2
神経薬理学実習Ⅰ		2	1・2
神経薬理学実習Ⅱ		2	1・2
神経薬理学論文研究Ⅰ		4	3・4
神経薬理学論文研究Ⅱ		4	3・4
内臓薬理学演習Ⅰ		2	1・2
内臓薬理学演習Ⅱ		2	1・2
内臓薬理学演習Ⅲ		2	1・2
内臓薬理学演習Ⅳ		2	1・2
内臓薬理学実習Ⅰ		2	1・2
内臓薬理学実習Ⅱ		2	1・2
内臓薬理学論文研究Ⅰ		4	3・4
内臓薬理学論文研究Ⅱ		4	3・4

	口腔病態薬理学演習 I		2	1・2
	口腔病態薬理学演習 II		2	1・2
	口腔病態薬理学演習 III		2	1・2
	口腔病態薬理学演習 IV		2	1・2
	口腔病態薬理学実習 I		2	1・2
	口腔病態薬理学実習 II		2	1・2
	口腔病態薬理学論文研究 I		4	3・4
	口腔病態薬理学論文研究 II		4	3・4
	病態病理学演習 I		2	1・2
	病態病理学演習 II		2	1・2
	病態病理学演習 III		2	1・2
	病態病理学演習 IV		2	1・2
	病態病理学実習 I		2	1・2
	病態病理学実習 II		2	1・2
	病態病理学論文研究 I		4	3・4
	病態病理学論文研究 II		4	3・4
	探索病理学演習 I		2	1・2
	探索病理学演習 II		2	1・2
	探索病理学演習 III		2	1・2
	探索病理学演習 IV		2	1・2
	探索病理学実習 I		2	1・2
	探索病理学実習 II		2	1・2
	探索病理学論文研究 I		4	3・4
	探索病理学論文研究 II		4	3・4
	口腔病理学演習 I		2	1・2
	口腔病理学演習 II		2	1・2
	口腔病理学演習 III		2	1・2
	口腔病理学演習 IV		2	1・2
	口腔病理学実習 I		2	1・2
	口腔病理学実習 II		2	1・2
	口腔病理学論文研究 I		4	3・4
	口腔病理学論文研究 II		4	3・4
	生体材料学演習 I		2	1・2
	生体材料学演習 II		2	1・2
	生体材料学演習 III		2	1・2
	生体材料学演習 IV		2	1・2
	生体材料学実習 I		2	1・2
	生体材料学実習 II		2	1・2
	生体材料学論文研究 I		4	3・4
	生体材料学論文研究 II		4	3・4
	分子硬組織生物学演習 I		2	1・2
	分子硬組織生物学演習 II		2	1・2
	分子硬組織生物学演習 III		2	1・2
	分子硬組織生物学演習 IV		2	1・2
	分子硬組織生物学実習 I		2	1・2
	分子硬組織生物学実習 II		2	1・2
	分子硬組織生物学論文研究 I		4	3・4
	分子硬組織生物学論文研究 II		4	3・4
社会医療科学	法医学演習 I		2	1・2
	法医学演習 II		2	1・2
	法医学演習 III		2	1・2
	法医学演習 IV		2	1・2
	法医学実習 I		2	1・2
	法医学実習 II		2	1・2
	法医学論文研究 I		4	3・4

法医学論文研究Ⅱ		4	3・4
公衆衛生学演習Ⅰ		2	1・2
公衆衛生学演習Ⅱ		2	1・2
公衆衛生学演習Ⅲ		2	1・2
公衆衛生学演習Ⅳ		2	1・2
公衆衛生学実習Ⅰ		2	1・2
公衆衛生学実習Ⅱ		2	1・2
公衆衛生学論文研究Ⅰ		4	3・4
公衆衛生学論文研究Ⅱ		4	3・4
総合診療学演習Ⅰ		2	1・2
総合診療学演習Ⅱ		2	1・2
総合診療学演習Ⅲ		2	1・2
総合診療学演習Ⅳ		2	1・2
総合診療学実習Ⅰ		2	1・2
総合診療学実習Ⅱ		2	1・2
総合診療学論文研究Ⅰ		4	3・4
総合診療学論文研究Ⅱ		4	3・4
医療情報学演習Ⅰ		2	1・2
医療情報学演習Ⅱ		2	1・2
医療情報学演習Ⅲ		2	1・2
医療情報学演習Ⅳ		2	1・2
医療情報学実習Ⅰ		2	1・2
医療情報学実習Ⅱ		2	1・2
医療情報学論文研究Ⅰ		4	3・4
医療情報学論文研究Ⅱ		4	3・4
口腔保健学演習Ⅰ		2	1・2
口腔保健学演習Ⅱ		2	1・2
口腔保健学演習Ⅲ		2	1・2
口腔保健学演習Ⅳ		2	1・2
口腔保健学実習Ⅰ		2	1・2
口腔保健学実習Ⅱ		2	1・2
口腔保健学論文研究Ⅰ		4	3・4
口腔保健学論文研究Ⅱ		4	3・4
地域医療学演習Ⅰ		2	1・2
地域医療学演習Ⅱ		2	1・2
地域医療学演習Ⅲ		2	1・2
地域医療学演習Ⅳ		2	1・2
地域医療学実習Ⅰ		2	1・2
地域医療学実習Ⅱ		2	1・2
地域医療学論文研究Ⅰ		4	3・4
地域医療学論文研究Ⅱ		4	3・4
展開医療科学	眼科・視覚科学演習Ⅰ	2	1・2
	眼科・視覚科学演習Ⅱ	2	1・2
	眼科・視覚科学演習Ⅲ	2	1・2
	眼科・視覚科学演習Ⅳ	2	1・2
	眼科・視覚科学実習Ⅰ	2	1・2
	眼科・視覚科学実習Ⅱ	2	1・2
	眼科・視覚科学論文研究Ⅰ	4	3・4
	眼科・視覚科学論文研究Ⅱ	4	3・4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅰ	2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅱ	2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅲ	2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅳ	2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅰ	2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅱ	2	1・2

耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究 I		4	3・4
耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究 II		4	3・4
神経病態制御外科学演習 I		2	1・2
神経病態制御外科学演習 II		2	1・2
神経病態制御外科学演習 III		2	1・2
神経病態制御外科学演習 IV		2	1・2
神経病態制御外科学実習 I		2	1・2
神経病態制御外科学実習 II		2	1・2
神経病態制御外科学論文研究 I		4	3・4
神経病態制御外科学論文研究 II		4	3・4
麻醉・蘇生科学演習 I		2	1・2
麻醉・蘇生科学演習 II		2	1・2
麻醉・蘇生科学演習 III		2	1・2
麻醉・蘇生科学演習 IV		2	1・2
麻醉・蘇生科学実習 I		2	1・2
麻醉・蘇生科学実習 II		2	1・2
麻醉・蘇生科学論文研究 I		4	3・4
麻醉・蘇生科学論文研究 II		4	3・4
循環病態制御外科学演習 I		2	1・2
循環病態制御外科学演習 II		2	1・2
循環病態制御外科学演習 III		2	1・2
循環病態制御外科学演習 IV		2	1・2
循環病態制御外科学実習 I		2	1・2
循環病態制御外科学実習 II		2	1・2
循環病態制御外科学論文研究 I		4	3・4
循環病態制御外科学論文研究 II		4	3・4
腎泌尿器病態学演習 I		2	1・2
腎泌尿器病態学演習 II		2	1・2
腎泌尿器病態学演習 III		2	1・2
腎泌尿器病態学演習 IV		2	1・2
腎泌尿器病態学実習 I		2	1・2
腎泌尿器病態学実習 II		2	1・2
腎泌尿器病態学論文研究 I		4	3・4
腎泌尿器病態学論文研究 II		4	3・4
腫瘍外科学演習 I		2	1・2
腫瘍外科学演習 II		2	1・2
腫瘍外科学演習 III		2	1・2
腫瘍外科学演習 IV		2	1・2
腫瘍外科学実習 I		2	1・2
腫瘍外科学実習 II		2	1・2
腫瘍外科学論文研究 I		4	3・4
腫瘍外科学論文研究 II		4	3・4
移植・消化器外科学演習 I		2	1・2
移植・消化器外科学演習 II		2	1・2
移植・消化器外科学演習 III		2	1・2
移植・消化器外科学演習 IV		2	1・2
移植・消化器外科学実習 I		2	1・2
移植・消化器外科学実習 II		2	1・2
移植・消化器外科学論文研究 I		4	3・4
移植・消化器外科学論文研究 II		4	3・4
産科婦人科学演習 I		2	1・2
産科婦人科学演習 II		2	1・2
産科婦人科学演習 III		2	1・2
産科婦人科学演習 IV		2	1・2
産科婦人科学実習 I		2	1・2

産科婦人科学実習Ⅱ		2	1・2
産科婦人科学論文研究Ⅰ		4	3・4
産科婦人科学論文研究Ⅱ		4	3・4
構造病態整形外科学演習Ⅰ		2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅱ		2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅲ		2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅳ		2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅰ		2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅱ		2	1・2
構造病態整形外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
構造病態整形外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
形成再建外科学演習Ⅰ		2	1・2
形成再建外科学演習Ⅱ		2	1・2
形成再建外科学演習Ⅲ		2	1・2
形成再建外科学演習Ⅳ		2	1・2
形成再建外科学実習Ⅰ		2	1・2
形成再建外科学実習Ⅱ		2	1・2
形成再建外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
形成再建外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
精神神経科学演習Ⅰ		2	1・2
精神神経科学演習Ⅱ		2	1・2
精神神経科学演習Ⅲ		2	1・2
精神神経科学演習Ⅳ		2	1・2
精神神経科学実習Ⅰ		2	1・2
精神神経科学実習Ⅱ		2	1・2
精神神経科学論文研究Ⅰ		4	3・4
精神神経科学論文研究Ⅱ		4	3・4
皮膚病態学演習Ⅰ		2	1・2
皮膚病態学演習Ⅱ		2	1・2
皮膚病態学演習Ⅲ		2	1・2
皮膚病態学演習Ⅳ		2	1・2
皮膚病態学実習Ⅰ		2	1・2
皮膚病態学実習Ⅱ		2	1・2
皮膚病態学論文研究Ⅰ		4	3・4
皮膚病態学論文研究Ⅱ		4	3・4
循環病態制御内科学演習Ⅰ		2	1・2
循環病態制御内科学演習Ⅱ		2	1・2
循環病態制御内科学演習Ⅲ		2	1・2
循環病態制御内科学演習Ⅳ		2	1・2
循環病態制御内科学実習Ⅰ		2	1・2
循環病態制御内科学実習Ⅱ		2	1・2
循環病態制御内科学論文研究Ⅰ		4	3・4
循環病態制御内科学論文研究Ⅱ		4	3・4
消化器病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
消化器病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
消化器病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
呼吸器病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅳ		2	1・2

呼吸器病態制御学実習 I		2	1・2
呼吸器病態制御学実習 II		2	1・2
呼吸器病態制御学論文研究 I		4	3・4
呼吸器病態制御学論文研究 II		4	3・4
リウマチ免疫病態制御学演習 I		2	1・2
リウマチ免疫病態制御学演習 II		2	1・2
リウマチ免疫病態制御学演習 III		2	1・2
リウマチ免疫病態制御学演習 IV		2	1・2
リウマチ免疫病態制御学実習 I		2	1・2
リウマチ免疫病態制御学実習 II		2	1・2
リウマチ免疫病態制御学論文研究 I		4	3・4
リウマチ免疫病態制御学論文研究 II		4	3・4
神経病態制御内科学演習 I		2	1・2
神経病態制御内科学演習 II		2	1・2
神経病態制御内科学演習 III		2	1・2
神経病態制御内科学演習 IV		2	1・2
神経病態制御内科学実習 I		2	1・2
神経病態制御内科学実習 II		2	1・2
神経病態制御内科学論文研究 I		4	3・4
神経病態制御内科学論文研究 II		4	3・4
病態解析・診断学演習 I		2	1・2
病態解析・診断学演習 II		2	1・2
病態解析・診断学演習 III		2	1・2
病態解析・診断学演習 IV		2	1・2
病態解析・診断学実習 I		2	1・2
病態解析・診断学実習 II		2	1・2
病態解析・診断学論文研究 I		4	3・4
病態解析・診断学論文研究 II		4	3・4
小児病態制御学演習 I		2	1・2
小児病態制御学演習 II		2	1・2
小児病態制御学演習 III		2	1・2
小児病態制御学演習 IV		2	1・2
小児病態制御学実習 I		2	1・2
小児病態制御学実習 II		2	1・2
小児病態制御学論文研究 I		4	3・4
小児病態制御学論文研究 II		4	3・4
放射線診断治療学演習 I		2	1・2
放射線診断治療学演習 II		2	1・2
放射線診断治療学演習 III		2	1・2
放射線診断治療学演習 IV		2	1・2
放射線診断治療学実習 I		2	1・2
放射線診断治療学実習 II		2	1・2
放射線診断治療学論文研究 I		4	3・4
放射線診断治療学論文研究 II		4	3・4
歯科麻酔学演習 I		2	1・2
歯科麻酔学演習 II		2	1・2
歯科麻酔学演習 III		2	1・2
歯科麻酔学演習 IV		2	1・2
歯科麻酔学実習 I		2	1・2
歯科麻酔学実習 II		2	1・2
歯科麻酔学論文研究 I		4	3・4
歯科麻酔学論文研究 II		4	3・4
歯科矯正学演習 I		2	1・2
歯科矯正学演習 II		2	1・2
歯科矯正学演習 III		2	1・2

歯科矯正学演習Ⅳ		2	1・2
歯科矯正学実習Ⅰ		2	1・2
歯科矯正学実習Ⅱ		2	1・2
歯科矯正学論文研究Ⅰ		4	3・4
歯科矯正学論文研究Ⅱ		4	3・4
小児歯科学演習Ⅰ		2	1・2
小児歯科学演習Ⅱ		2	1・2
小児歯科学演習Ⅲ		2	1・2
小児歯科学演習Ⅳ		2	1・2
小児歯科学実習Ⅰ		2	1・2
小児歯科学実習Ⅱ		2	1・2
小児歯科学論文研究Ⅰ		4	3・4
小児歯科学論文研究Ⅱ		4	3・4
齲歯学演習Ⅰ		2	1・2
齲歯学演習Ⅱ		2	1・2
齲歯学演習Ⅲ		2	1・2
齲歯学演習Ⅳ		2	1・2
齲歯学実習Ⅰ		2	1・2
齲歯学実習Ⅱ		2	1・2
齲歯学論文研究Ⅰ		4	3・4
齲歯学論文研究Ⅱ		4	3・4
歯周病学演習Ⅰ		2	1・2
歯周病学演習Ⅱ		2	1・2
歯周病学演習Ⅲ		2	1・2
歯周病学演習Ⅳ		2	1・2
歯周病学実習Ⅰ		2	1・2
歯周病学実習Ⅱ		2	1・2
歯周病学論文研究Ⅰ		4	3・4
歯周病学論文研究Ⅱ		4	3・4
口腔インプラント学演習Ⅰ		2	1・2
口腔インプラント学演習Ⅱ		2	1・2
口腔インプラント学演習Ⅲ		2	1・2
口腔インプラント学演習Ⅳ		2	1・2
口腔インプラント学実習Ⅰ		2	1・2
口腔インプラント学実習Ⅱ		2	1・2
口腔インプラント学論文研究Ⅰ		4	3・4
口腔インプラント学論文研究Ⅱ		4	3・4
歯科補綴学演習Ⅰ		2	1・2
歯科補綴学演習Ⅱ		2	1・2
歯科補綴学演習Ⅲ		2	1・2
歯科補綴学演習Ⅳ		2	1・2
歯科補綴学実習Ⅰ		2	1・2
歯科補綴学実習Ⅱ		2	1・2
歯科補綴学論文研究Ⅰ		4	3・4
歯科補綴学論文研究Ⅱ		4	3・4
口腔腫瘍治療学演習Ⅰ		2	1・2
口腔腫瘍治療学演習Ⅱ		2	1・2
口腔腫瘍治療学演習Ⅲ		2	1・2
口腔腫瘍治療学演習Ⅳ		2	1・2
口腔腫瘍治療学実習Ⅰ		2	1・2
口腔腫瘍治療学実習Ⅱ		2	1・2
口腔腫瘍治療学論文研究Ⅰ		4	3・4
口腔腫瘍治療学論文研究Ⅱ		4	3・4
顎・口腔再生外科学演習Ⅰ		2	1・2
顎・口腔再生外科学演習Ⅱ		2	1・2

	頸・口腔再生外科学演習Ⅲ		2	1・2
	頸・口腔再生外科学演習Ⅳ		2	1・2
	頸・口腔再生外科学実習 I		2	1・2
	頸・口腔再生外科学実習 II		2	1・2
	頸・口腔再生外科学論文研究 I		4	3・4
	頸・口腔再生外科学論文研究 II		4	3・4
	頭頸部放射線学演習 I		2	1・2
	頭頸部放射線学演習 II		2	1・2
	頭頸部放射線学演習 III		2	1・2
	頭頸部放射線学演習 IV		2	1・2
	頭頸部放射線学実習 I		2	1・2
	頭頸部放射線学実習 II		2	1・2
	頭頸部放射線学論文研究 I		4	3・4
	頭頸部放射線学論文研究 II		4	3・4
リハビリテーション科学	運動障害リハビリテーション学演習 I		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学演習 II		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学演習 III		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学演習 IV		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学実習 I		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学実習 II		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学論文研究 I		4	3・4
	運動障害リハビリテーション学論文研究 II		4	3・4
	精神障害リハビリテーション学演習 I		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学演習 II		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学演習 III		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学演習 IV		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学実習 I		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学実習 II		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学実習 III		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学論文研究 I		4	3・4
	精神障害リハビリテーション学論文研究 II		4	3・4
	内部障害リハビリテーション学演習 I		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学演習 II		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学演習 III		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学演習 IV		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学実習 I		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学実習 II		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学論文研究 I		4	3・4
	内部障害リハビリテーション学論文研究 II		4	3・4
展開医療薬学	地域リハビリテーション学演習 I		2	1・2
	地域リハビリテーション学演習 II		2	1・2
	地域リハビリテーション学演習 III		2	1・2
	地域リハビリテーション学演習 IV		2	1・2
	地域リハビリテーション学実習 I		2	1・2
	地域リハビリテーション学実習 II		2	1・2
	地域リハビリテーション学論文研究 I		4	3・4
	地域リハビリテーション学論文研究 II		4	3・4
	先端臨床薬学特論		1	1・2
	先端薬物治療学特論		1	1・2
	医療薬学演習 I		2	1・2
	医療薬学演習 II		2	1・2
	医療薬学演習 III		2	1・2
	医療薬学演習 IV		2	1・2
	医療薬学実習 I		2	1・2
	医療薬学実習 II		2	1・2
	医療薬学論文研究 I		4	3・4

	医療薬学論文研究Ⅱ		4	3・4
先導生命科学	放射線生物・防護学演習Ⅰ		2	1・2
	放射線生物・防護学演習Ⅱ		2	1・2
	放射線生物・防護学演習Ⅲ		2	1・2
	放射線生物・防護学演習Ⅳ		2	1・2
	放射線生物・防護学実習Ⅰ		2	1・2
	放射線生物・防護学実習Ⅱ		2	1・2
	放射線生物・防護学論文研究Ⅰ		4	3・4
	放射線生物・防護学論文研究Ⅱ		4	3・4
	比較動物医学演習Ⅰ		2	1・2
	比較動物医学演習Ⅱ		2	1・2
	比較動物医学演習Ⅲ		2	1・2
	比較動物医学演習Ⅳ		2	1・2
	比較動物医学実習Ⅰ		2	1・2
	比較動物医学実習Ⅱ		2	1・2
	比較動物医学論文研究Ⅰ		4	3・4
	比較動物医学論文研究Ⅱ		4	3・4
	ゲノム機能解析学演習Ⅰ		2	1・2
	ゲノム機能解析学演習Ⅱ		2	1・2
	ゲノム機能解析学演習Ⅲ		2	1・2
	ゲノム機能解析学演習Ⅳ		2	1・2
	ゲノム機能解析学実習Ⅰ		2	1・2
	ゲノム機能解析学実習Ⅱ		2	1・2
	ゲノム機能解析学論文研究Ⅰ		4	3・4
	ゲノム機能解析学論文研究Ⅱ		4	3・4
予防医学	予防医学演習Ⅰ		2	1・2
	予防医学演習Ⅱ		2	1・2
	予防医学演習Ⅲ		2	1・2
	予防医学演習Ⅳ		2	1・2
	予防医学実習Ⅰ		2	1・2
	予防医学実習Ⅱ		2	1・2
	予防医学論文研究Ⅰ		4	3・4
	予防医学論文研究Ⅱ		4	3・4
臨床医療科学	地域保健・福祉連携学演習Ⅰ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学演習Ⅱ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学演習Ⅲ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学演習Ⅳ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学実習Ⅰ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学実習Ⅱ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学論文研究Ⅰ		4	3・4
	地域保健・福祉連携学論文研究Ⅱ		4	3・4
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
	内分泌代謝病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
	腎臓病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
	腎臓病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
	腎臓病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
	腎臓病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
	腎臓病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
	腎臓病態制御学実習Ⅱ		2	1・2

	腎臓病態制御学論文研究 I		4	3・4
	腎臓病態制御学論文研究 II		4	3・4
	臨床薬物動態学演習 I		2	1・2
	臨床薬物動態学演習 II		2	1・2
	臨床薬物動態学演習 III		2	1・2
	臨床薬物動態学演習 IV		2	1・2
	臨床薬物動態学実習 I		2	1・2
	臨床薬物動態学実習 II		2	1・2
	臨床薬物動態学論文研究 I		4	3・4
	臨床薬物動態学論文研究 II		4	3・4
	救命救急医療学演習 I		2	1・2
	救命救急医療学演習 II		2	1・2
	救命救急医療学演習 III		2	1・2
	救命救急医療学演習 IV		2	1・2
	救命救急医療学実習 I		2	1・2
	救命救急医療学実習 II		2	1・2
	救命救急医療学論文研究 I		4	3・4
	救命救急医療学論文研究 II		4	3・4
	感染制御学演習 I		2	1・2
	感染制御学演習 II		2	1・2
	感染制御学演習 III		2	1・2
	感染制御学演習 IV		2	1・2
	感染制御学実習 I		2	1・2
	感染制御学実習 II		2	1・2
	感染制御学論文研究 I		4	3・4
	感染制御学論文研究 II		4	3・4
臨床神経科学	分子神経科学演習 I		2	1・2
	分子神経科学演習 II		2	1・2
	分子神経科学演習 III		2	1・2
	分子神経科学演習 IV		2	1・2
	分子神経科学実習 I		2	1・2
	分子神経科学実習 II		2	1・2
	分子神経科学論文研究 I		4	3・4
	分子神経科学論文研究 II		4	3・4
	免疫神経科学演習 I		2	1・2
	免疫神経科学演習 II		2	1・2
	免疫神経科学演習 III		2	1・2
	免疫神経科学演習 IV		2	1・2
	免疫神経科学実習 I		2	1・2
	免疫神経科学実習 II		2	1・2
	免疫神経科学論文研究 I		4	3・4
	免疫神経科学論文研究 II		4	3・4

1.2 新興感染症病態制御学系専攻

講座等区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択必修	
感染免疫学	免疫機能制御学演習 I		2	1・2
	免疫機能制御学演習 II		2	1・2
	免疫機能制御学演習 III		2	1・2
	免疫機能制御学演習 IV		2	1・2
	免疫機能制御学実習 I		2	1・2
	免疫機能制御学実習 II		2	1・2
	免疫機能制御学論文研究 I		4	3・4

免疫機能制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
感染防御因子解析学演習Ⅰ		2	1・2
感染防御因子解析学演習Ⅱ		2	1・2
感染防御因子解析学演習Ⅲ		2	1・2
感染防御因子解析学演習Ⅳ		2	1・2
感染防御因子解析学実習Ⅰ		2	1・2
感染防御因子解析学実習Ⅱ		2	1・2
感染防御因子解析学論文研究Ⅰ		4	3・4
感染防御因子解析学論文研究Ⅱ		4	3・4
感染分子解析学演習Ⅰ		2	1・2
感染分子解析学演習Ⅱ		2	1・2
感染分子解析学演習Ⅲ		2	1・2
感染分子解析学演習Ⅳ		2	1・2
感染分子解析学実習Ⅰ		2	1・2
感染分子解析学実習Ⅱ		2	1・2
感染分子解析学論文研究Ⅰ		4	3・4
感染分子解析学論文研究Ⅱ		4	3・4
先進感染制御学演習Ⅰ		2	1・2
先進感染制御学演習Ⅱ		2	1・2
先進感染制御学演習Ⅲ		2	1・2
先進感染制御学演習Ⅳ		2	1・2
先進感染制御学実習Ⅰ		2	1・2
先進感染制御学実習Ⅱ		2	1・2
先進感染制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
先進感染制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
感染病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
感染病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
感染病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
感染病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
感染病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
感染病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
感染病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
感染病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
分子疫学演習Ⅰ		2	1・2
分子疫学演習Ⅱ		2	1・2
分子疫学演習Ⅲ		2	1・2
分子疫学演習Ⅳ		2	1・2
分子疫学実習Ⅰ		2	1・2
分子疫学実習Ⅱ		2	1・2
分子疫学論文研究Ⅰ		4	3・4
分子疫学論文研究Ⅱ		4	3・4
口腔病原微生物学演習Ⅰ		2	1・2
口腔病原微生物学演習Ⅱ		2	1・2
口腔病原微生物学演習Ⅲ		2	1・2
口腔病原微生物学演習Ⅳ		2	1・2
口腔病原微生物学実習Ⅰ		2	1・2
口腔病原微生物学実習Ⅱ		2	1・2
口腔病原微生物学論文研究Ⅰ		4	3・4
口腔病原微生物学論文研究Ⅱ		4	3・4
感染分子薬学演習Ⅰ		2	1・2
感染分子薬学演習Ⅱ		2	1・2
感染分子薬学演習Ⅲ		2	1・2
感染分子薬学演習Ⅳ		2	1・2
感染分子薬学実習Ⅰ		2	1・2
感染分子薬学実習Ⅱ		2	1・2

	感染分子薬学論文研究 I		4	3・4
	感染分子薬学論文研究 II		4	3・4
熱帯感染症学	病原細菌学演習 I		2	1・2
	病原細菌学演習 II		2	1・2
	病原細菌学演習 III		2	1・2
	病原細菌学演習 IV		2	1・2
	病原細菌学実習 I		2	1・2
	病原細菌学実習 II		2	1・2
	病原細菌学論文研究 I		4	3・4
	病原細菌学論文研究 II		4	3・4
	病原原虫学演習 I		2	1・2
	病原原虫学演習 II		2	1・2
	病原原虫学演習 III		2	1・2
	病原原虫学演習 IV		2	1・2
	病原原虫学実習 I		2	1・2
	病原原虫学実習 II		2	1・2
	病原原虫学論文研究 I		4	3・4
	病原原虫学論文研究 II		4	3・4
	熱帯ウイルス病学演習 I		2	1・2
	熱帯ウイルス病学演習 II		2	1・2
	熱帯ウイルス病学演習 III		2	1・2
	熱帯ウイルス病学演習 IV		2	1・2
	熱帯ウイルス病学実習 I		2	1・2
	熱帯ウイルス病学実習 II		2	1・2
	熱帯ウイルス病学論文研究 I		4	3・4
	熱帯ウイルス病学論文研究 II		4	3・4
新興ウイルス病学	新興ウイルス病学演習 I		2	1・2
	新興ウイルス病学演習 II		2	1・2
	新興ウイルス病学演習 III		2	1・2
	新興ウイルス病学演習 IV		2	1・2
	新興ウイルス病学実習 I		2	1・2
	新興ウイルス病学実習 II		2	1・2
	新興ウイルス病学論文研究 I		4	3・4
	新興ウイルス病学論文研究 II		4	3・4
	熱帯寄生虫学演習 I		2	1・2
	熱帯寄生虫学演習 II		2	1・2
	熱帯寄生虫学演習 III		2	1・2
	熱帯寄生虫学演習 IV		2	1・2
	熱帯寄生虫学実習 I		2	1・2
	熱帯寄生虫学実習 II		2	1・2
分子免疫遺伝学	熱帶寄生虫学論文研究 I		4	3・4
	熱帶寄生虫学論文研究 II		4	3・4
	分子免疫遺伝学演習 I		2	1・2
	分子免疫遺伝学演習 II		2	1・2
	分子免疫遺伝学演習 III		2	1・2
	分子免疫遺伝学演習 IV		2	1・2
	分子免疫遺伝学実習 I		2	1・2
	分子免疫遺伝学実習 II		2	1・2
	分子免疫遺伝学論文研究 I		4	3・4
	分子免疫遺伝学論文研究 II		4	3・4
	臨床熱帯医学演習 I		2	1・2
	臨床熱帯医学演習 II		2	1・2
	臨床熱帯医学演習 III		2	1・2
	臨床熱帯医学演習 IV		2	1・2
	臨床熱帯医学実習 I		2	1・2

	臨床熱帶医学実習Ⅱ		2	1・2
	臨床熱帶医学論文研究Ⅰ		4	3・4
	臨床熱帶医学論文研究Ⅱ		4	3・4
	熱帶医学情報学演習Ⅰ		2	1・2
	熱帶医学情報学演習Ⅱ		2	1・2
	熱帶医学情報学演習Ⅲ		2	1・2
	熱帶医学情報学演習Ⅳ		2	1・2
	熱帶医学情報学実習Ⅰ		2	1・2
	熱帶医学情報学実習Ⅱ		2	1・2
	熱帶医学情報学論文研究Ⅰ		4	3・4
	熱帶医学情報学論文研究Ⅱ		4	3・4
	生物環境学演習Ⅰ		2	1・2
	生物環境学演習Ⅱ		2	1・2
	生物環境学演習Ⅲ		2	1・2
	生物環境学演習Ⅳ		2	1・2
	生物環境学実習Ⅰ		2	1・2
	生物環境学実習Ⅱ		2	1・2
	生物環境学論文研究Ⅰ		4	3・4
	生物環境学論文研究Ⅱ		4	3・4
	国際保健学演習Ⅰ		2	1・2
	国際保健学演習Ⅱ		2	1・2
	国際保健学演習Ⅲ		2	1・2
	国際保健学演習Ⅳ		2	1・2
	国際保健学実習Ⅰ		2	1・2
	国際保健学実習Ⅱ		2	1・2
	国際保健学論文研究Ⅰ		4	3・4
	国際保健学論文研究Ⅱ		4	3・4
	熱帶小兒感染症学演習Ⅰ		2	1・2
	熱帶小兒感染症学演習Ⅱ		2	1・2
	熱帶小兒感染症学演習Ⅲ		2	1・2
	熱帶小兒感染症学演習Ⅳ		2	1・2
	熱帶小兒感染症学実習Ⅰ		2	1・2
	熱帶小兒感染症学実習Ⅱ		2	1・2
	熱帶小兒感染症学論文研究Ⅰ		4	3・4
	熱帶小兒感染症学論文研究Ⅱ		4	3・4
	熱帶細菌学演習Ⅰ		2	1・2
	熱帶細菌学演習Ⅱ		2	1・2
	熱帶細菌学演習Ⅲ		2	1・2
	熱帶細菌学演習Ⅳ		2	1・2
	熱帶細菌学実習Ⅰ		2	1・2
	熱帶細菌学実習Ⅱ		2	1・2
	熱帶細菌学論文研究Ⅰ		4	3・4
	熱帶細菌学論文研究Ⅱ		4	3・4
	熱帶微生物学演習Ⅰ		2	1・2
	熱帶微生物学演習Ⅱ		2	1・2
	熱帶微生物学演習Ⅲ		2	1・2
	熱帶微生物学演習Ⅳ		2	1・2
	熱帶微生物学実習Ⅰ		2	1・2
	熱帶微生物学実習Ⅱ		2	1・2
	熱帶微生物学論文研究Ⅰ		4	3・4
	熱帶微生物学論文研究Ⅱ		4	3・4
肝臓病学	臓器統合制御学演習Ⅰ		2	1・2
	臓器統合制御学演習Ⅱ		2	1・2
	臓器統合制御学演習Ⅲ		2	1・2
	臓器統合制御学演習Ⅳ		2	1・2

臓器統合制御学実習 I		2	1・2
臓器統合制御学実習 II		2	1・2
臓器統合制御学論文研究 I		4	3・4
臓器統合制御学論文研究 II		4	3・4
医療政策学演習 I		2	1・2
医療政策学演習 II		2	1・2
医療政策学演習 III		2	1・2
医療政策学演習 IV		2	1・2
医療政策学実習 I		2	1・2
医療政策学実習 II		2	1・2
医療政策学論文研究 I		4	3・4
医療政策学論文研究 II		4	3・4
ウイルス肝炎治療学演習 I		2	1・2
ウイルス肝炎治療学演習 II		2	1・2
ウイルス肝炎治療学演習 III		2	1・2
ウイルス肝炎治療学演習 IV		2	1・2
ウイルス肝炎治療学実習 I		2	1・2
ウイルス肝炎治療学実習 II		2	1・2
ウイルス肝炎治療学論文研究 I		4	3・4
ウイルス肝炎治療学論文研究 II		4	3・4
先端医療学演習 I		2	1・2
先端医療学演習 II		2	1・2
先端医療学演習 III		2	1・2
先端医療学演習 IV		2	1・2
先端医療学実習 I		2	1・2
先端医療学実習 II		2	1・2
先端医療学論文研究 I		4	3・4
先端医療学論文研究 II		4	3・4
分子免疫学演習 I		2	1・2
分子免疫学演習 II		2	1・2
分子免疫学演習 III		2	1・2
分子免疫学演習 IV		2	1・2
分子免疫学実習 I		2	1・2
分子免疫学実習 II		2	1・2
分子免疫学論文研究 I		4	3・4
分子免疫学論文研究 II		4	3・4
機能形態学演習 I		2	1・2
機能形態学演習 II		2	1・2
機能形態学演習 III		2	1・2
機能形態学演習 IV		2	1・2
機能形態学実習 I		2	1・2
機能形態学実習 II		2	1・2
機能形態学論文研究 I		4	3・4
機能形態学論文研究 II		4	3・4
肝臓病理学演習 I		2	1・2
肝臓病理学演習 II		2	1・2
肝臓病理学演習 III		2	1・2
肝臓病理学演習 IV		2	1・2
肝臓病理学実習 I		2	1・2
肝臓病理学実習 II		2	1・2
肝臓病理学論文研究 I		4	3・4
肝臓病理学論文研究 II		4	3・4

13 放射線医療科学専攻

講座等区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択必修	
社会医学	放射線災害医療学演習 I		2	1・2
	放射線災害医療学演習 II		2	1・2
	放射線災害医療学演習 III		2	1・2
	放射線災害医療学演習 IV		2	1・2
	放射線災害医療学実習 I		2	1・2
	放射線災害医療学実習 II		2	1・2
	放射線災害医療学論文研究 I		4	3・4
	放射線災害医療学論文研究 II		4	3・4
	国際保健医療福祉学演習 I		2	1・2
	国際保健医療福祉学演習 II		2	1・2
	国際保健医療福祉学演習 III		2	1・2
	国際保健医療福祉学演習 IV		2	1・2
	国際保健医療福祉学実習 I		2	1・2
	国際保健医療福祉学実習 II		2	1・2
	国際保健医療福祉学論文研究 I		4	3・4
	国際保健医療福祉学論文研究 II		4	3・4
	健康リスク管理学演習 I		2	1・2
	健康リスク管理学演習 II		2	1・2
	健康リスク管理学演習 III		2	1・2
	健康リスク管理学演習 IV		2	1・2
	健康リスク管理学実習 I		2	1・2
	健康リスク管理学実習 II		2	1・2
	健康リスク管理学論文研究 I		4	3・4
	健康リスク管理学論文研究 II		4	3・4
放射線生命科学	幹細胞生物学演習 I		2	1・2
	幹細胞生物学演習 II		2	1・2
	幹細胞生物学演習 III		2	1・2
	幹細胞生物学演習 IV		2	1・2
	幹細胞生物学実習 I		2	1・2
	幹細胞生物学実習 II		2	1・2
	幹細胞生物学論文研究 I		4	3・4
	幹細胞生物学論文研究 II		4	3・4
	人類遺伝学演習 I		2	1・2
	人類遺伝学演習 II		2	1・2
	人類遺伝学演習 III		2	1・2
	人類遺伝学演習 IV		2	1・2
	人類遺伝学実習 I		2	1・2
	人類遺伝学実習 II		2	1・2
	人類遺伝学論文研究 I		4	3・4
	人類遺伝学論文研究 II		4	3・4
	分子医学演習 I		2	1・2
	分子医学演習 II		2	1・2
	分子医学演習 III		2	1・2
	分子医学演習 IV		2	1・2
	分子医学実習 I		2	1・2
	分子医学実習 II		2	1・2
	分子医学論文研究 I		4	3・4
	分子医学論文研究 II		4	3・4
原爆・ヒバクシャ 医療科学	血液内科学演習 I		2	1・2
	血液内科学演習 II		2	1・2

	血液内科学演習Ⅲ		2	1・2
	血液内科学演習Ⅳ		2	1・2
	血液内科学実習 I		2	1・2
	血液内科学実習 II		2	1・2
	血液内科学論文研究 I		4	3・4
	血液内科学論文研究 II		4	3・4
	腫瘍・診断病理学演習 I		2	1・2
	腫瘍・診断病理学演習 II		2	1・2
	腫瘍・診断病理学演習 III		2	1・2
	腫瘍・診断病理学演習 IV		2	1・2
	腫瘍・診断病理学実習 I		2	1・2
	腫瘍・診断病理学実習 II		2	1・2
	腫瘍・診断病理学論文研究 I		4	3・4
	腫瘍・診断病理学論文研究 II		4	3・4
	アイソトープ診断治療学演習 I		2	1・2
	アイソトープ診断治療学演習 II		2	1・2
	アイソトープ診断治療学演習 III		2	1・2
	アイソトープ診断治療学演習 IV		2	1・2
	アイソトープ診断治療学実習 I		2	1・2
	アイソトープ診断治療学実習 II		2	1・2
	アイソトープ診断治療学論文研究 I		4	3・4
	アイソトープ診断治療学論文研究 II		4	3・4
国際ヒバクシャ 医療学	国際ヒバクシャ医療学演習 I		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学演習 II		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学演習 III		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学演習 IV		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学実習 I		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学実習 II		2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学論文研究 I		4	3・4
	国際ヒバクシャ医療学論文研究 II		4	3・4

1.4 生命薬科学専攻（博士前期課程）

講座等区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
共通科目	創薬プロセス特論 I			1	1・2
	創薬プロセス特論 II			1	1・2
	創薬プロセス特論 III			1	1・2
	創薬プロセス特論 IV			1	1・2
	特別薬科学演習 I			1	1・2
	特別薬科学演習 II			1	1・2
	生命薬科学トピックス I			1	1・2
	生命薬科学トピックス II			1	1・2
分子創薬科学	メディシナルケミストリー特論 I			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論 II			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論 III			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論 IV			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論 V			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論 VI			1	1・2
	メディカルバイオ特論 I			1	1・2
	メディカルバイオ特論 II			1	1・2
	メディカルバイオ特論 III			1	1・2
	メディカルバイオ特論 IV			1	1・2

	メディカルバイオ特論V		1	1・2
	メディカルバイオ特論VI		1	1・2
	メディカルバイオ特論VII		1	1・2
	メディカルバイオ特論VIII		1	1・2
	* Bioorganic Chemistry for Environmental Science I		1	1・2
	* Bioorganic Chemistry for Environmental Science II		1	1・2
	* Cell Biology for Health Science I		1	1・2
	* Cell Biology for Health Science II		1	1・2
	* Pharmacology of Pain and Drug Abuse I		1	1・2
	* Pharmacology of Pain and Drug Abuse II		1	1・2
	* Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases I		1	1・2
	* Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases II		1	1・2
	* Synthesis of Drugs for Infectious Diseases I		1	1・2
	* Synthesis of Drugs for Infectious Diseases II		1	1・2
	* Biotechnology for Infectious Diseases I		1	1・2
	* Biotechnology for Infectious Diseases II		1	1・2
	* Molecular Biology of Infectious Agents I		1	1・2
	* Molecular Biology of Infectious Agents II		1	1・2
	分子創薬科学演習 I	4		1~2
	分子創薬科学特別実験	16		1~2
	* Exercise Biomedical Sciences	4		1~2
	* Experiment Biomedical Sciences	16		1~2
天然薬物学	天然薬物資源学特論 I		1	1・2
	天然薬物資源学特論 II		1	1・2
	天然薬物資源学特論 III		1	1・2
	天然薬物資源学特論 IV		1	1・2
	* Natural Product Chemistry for Infectious Diseases I		1	1・2
	* Natural Product Chemistry for Infectious Diseases II		1	1・2
	* Resources of Marine Natural Medicines for Infectious Diseases		0.5	1・2
	* Resources of Natural Medicines for Infectious Diseases		0.5	1・2
	天然薬物資源学演習 I	4		1~2
	天然薬物資源学特別実験	16		1~2
	* Exercise Biomedical Sciences	4		1~2
	* Experiment Biomedical Sciences	16		1~2
健康薬科学	ヘルスサイエンス特論 I		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 II		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 III		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 IV		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 V		1	1・2

ヘルスサイエンス特論VI		1	1・2
*Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases I		1	1・2
*Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases II		1	1・2
*Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences I		1	1・2
*Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences II		1	1・2
*Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences I		1	1・2
*Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences II		1	1・2
健康薬科学演習 I	4		1~2
健康薬科学特別実験	16		1~2
*Exercise Biomedical Sciences	4		1~2
*Experiment Biomedical Sciences	16		1~2
臨床薬学	臨床応用薬学特論 I	1	1・2
	臨床応用薬学特論 II	1	1・2
	臨床応用薬学特論 III	1	1・2
	臨床応用薬学特論 IV	1	1・2
	臨床薬学演習 I	4	1~2
	臨床薬学特別実験	16	1~2
	*Exercise Biomedical Sciences	4	1~2
	*Experiment Biomedical Sciences	16	1~2

備考 授業科目欄の*印は、特別コースの授業科目を示す。

15 生命薬科学専攻（博士後期課程）

講座等区分	科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
分子創薬科学		分子創薬科学演習Ⅱ	2			1
		分子創薬科学演習Ⅲ	2			2
		分子創薬科学演習Ⅳ			2	2・3
		国際分子創薬科学演習		1		1・2・3
		分子創薬科学論文研究 I	4			2
		分子創薬科学論文研究 II			2	2・3
	E	Bioorganic Chemistry for Environmental Science III			1	1・2・3
	E	Bioorganic Chemistry for Environmental Science IV			1	1・2・3
	E	Cell Biology for Health Science III			1	1・2・3
	E	Cell Biology for Health Science IV			1	1・2・3
	E	Pharmacology of Pain and Drug Abuse III			1	1・2・3
	E	Pharmacology of Pain and Drug Abuse IV			1	1・2・3
	E	Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	E	Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
	E	Synthesis of Drugs for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	E	Synthesis of Drugs for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
	E	Biotechnology for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	E	Biotechnology for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
	E	Molecular Biology of Infectious Agents III			1	1・2・3
	E	Molecular Biology of Infectious Agents IV			1	1・2・3
		Exercise Biomedical Sciences	6			1~3
		Experiment Biomedical Sciences	4			1~3
天然薬物学		天然薬物資源学演習Ⅱ	2			1
		天然薬物資源学演習Ⅲ	2			2
		天然薬物資源学演習Ⅳ			2	2・3
		国際天然薬物資源学演習		1		1・2・3
		天然薬物資源学論文研究 I	4			2
		天然薬物資源学論文研究 II			2	2・3
	E	Natural Product Chemistry for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	E	Natural Product Chemistry for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
		Exercise Biomedical Sciences	6			1~3
		Experiment Biomedical Sciences	4			1~3
健康薬科学		健康薬科学演習Ⅱ	2			1
		健康薬科学演習Ⅲ	2			2
		健康薬科学演習Ⅳ			2	2・3
		国際健康薬科学演習		1		1・2・3
		健康薬科学論文研究 I	4			2
		健康薬科学論文研究 II			2	2・3

E	Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases III			1	1 · 2 · 3
E	Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases IV			1	1 · 2 · 3
E	Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences III			1	1 · 2 · 3
E	Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences IV			1	1 · 2 · 3
E	Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences III			1	1 · 2 · 3
E	Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences IV			1	1 · 2 · 3
	Exercise Biomedical Sciences	6			1~3
	Experiment Biomedical Sciences	4			1~3

別表第2

熱帯医学専攻の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
熱帯医学特論	24単位
熱帯公衆衛生学特論	4単位
海外熱帯医学臨床実習	2単位
合計	30単位

別表第3

1 保健学専攻（遺伝看護・遺伝カウンセリングコース，がん看護専門看護師養成コース，放射線看護専門看護師養成コース及び助産師養成コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
全分野共通科目	6単位以上
講座共通科目	4単位以上
分野専門科目（備考1）	14単位以上
その他（備考2）	6単位以上
合計	30単位以上

備考

- 1 指導教員が指定する分野専門科目14単位（特論2単位，セミナー2単位及び特別研究10単位）以上を履修する。
- 2 全分野共通科目，講座共通科目及び分野専門科目のうち指導教員と相談の上，選択履修する。この場合において，他の講座が開設する授業科目2単位までをこれに代えることができる。

2 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目	2単位
保健学専攻看護学講座健康推進看護学分野の専門科目	2単位
看護倫理	2単位
健康推進看護学分野特別研究	10単位
研究科が開設する遺伝看護関連科目	2単位
分子遺伝系	2単位
基礎遺伝解析学演習	2単位
遺伝医療学	2単位
医療情報学	1単位
遺伝情報学	1単位
カウンセリング技法	1単位
遺伝看護実習	1単位
遺伝カウンセリング実習	6単位
合計	32単位

備考 遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの学生は，必修科目の他に保健学専攻の全分野共通科目及び看護学講座の授業科目を履修することができる。

3 保健学専攻におけるがん看護専門看護師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目	研究方法特論	
保健学専攻看護学講座の共通科目	コンサルテーション特論	8単位以上
	看護管理学特論	
	看護倫理	
	看護理論	
	看護教育論	
研究科が開設するがん看護関連科目	集学的がん治療学特論	2単位
	がん看護特論	2単位
	がん看護援助論Ⅰ	2単位
	がん看護援助論Ⅱ	2単位
	化学療法看護	2単位
	緩和ケア	2単位
	がん看護学実習Ⅰ	4単位
	がん看護学実習Ⅱ	2単位
	がん看護学課題研究	4単位
合計		30単位

備考　がん看護専門看護師養成コースの学生は、必修科目の他に保健学専攻の全分野共通科目及び看護学講座の授業科目を履修することができる。

4 保健学専攻における放射線看護専門看護師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目	研究方法特論	2単位
保健学専攻看護学講座の共通科目	コンサルテーション特論	2単位
	看護管理学特論	2単位
	看護倫理	2単位
研究科が開設する放射線看護関連科目	基礎放射線学	2単位
	被ばく影響学	2単位
	臨床放射線医学	2単位
	放射線看護学	2単位
	放射線ヘルスプロモーション看護学	2単位
	放射線防護看護学	2単位
	放射線看護学実習	6単位
	放射線看護学課題研究	4単位
合計		30単位

備考　放射線看護専門看護師養成コースの学生は、必修科目の他に保健学専攻の全分野共通科目及び看護学講座の授業科目を履修することができる。

5 保健学専攻における助産師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目		6単位以上
保健学専攻看護学講座の講座共通科目		4単位以上
保健学専攻看護学講座の分野専門科目（備考1）		14単位以上
その他（備考2）		6単位以上
研究科が開設する助産師関連科目	助産業務管理学	1単位
	地域・国際助産学	1単位
	助産業務管理学演習	1単位
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	1単位
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ 演習	1単位

妊娠助産診断・ケア学	2単位
産婦助産診断・ケア学	4単位
褥婦助産診断・ケア学	1単位
新生児助産診断・ケア学	1単位
周産期メンタルヘルス	1単位
高度助産技術実践論	2単位
周産期救急ケア演習	1単位
助産学実習 I	2単位
助産学実習 II	7単位
地域・国際助産学実習	2単位
合計	58単位以上

備考

- 助産師養成コースの学生は、指導教員が指定する保健学専攻看護学講座の分野専門科目14単位（特論2単位、セミナー2単位及び特別研究10単位）以上を履修する。
- 助産師養成コースの学生は、保健学専攻の全分野共通科目並びに看護学講座の講座共通科目及び分野専門科目のうち指導教員と相談の上、選択履修する。この場合において、国際健康開発研究科が開設する授業科目2単位までをこれに代えることができる。

別表第4

医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻の医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース、がん専門薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、感染症研究者養成コース及び感染症専門医養成コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー
	生命医療科学概論
	生命医療科学特論
	生命医療科学実習
小計	
主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考1）
副科目	研究科が開設する授業科目（備考2）
合計	

備考

- 学生が所属する専攻が開設する演習、実習及び論文研究から、16単位以上を主科目として選択する。ただし、展開医療薬学講座の学生にあっては、主科目のうち2単位を学生の選んだ専門分野に関連の深い副科目を履修して主科目の単位に代えることができる。
- 研究科が開講するすべての専門科目から、6単位以上を選択する。ただし、展開医療薬学講座の学生にあっては、指定する授業科目のうちから6単位以上を選択する。

別表第5

医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースの最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー
	生命医療科学概論
	生命医療科学特論
医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースの科目	集学的がん治療学特論
	集学的がん治療学実習
	研究科が指定するがん関連科目
	研究科が開設するがん関連科目
主科目	所属専攻が開設する授業科目
合計	

別表第6

1 医療科学専攻のがん専門薬剤師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	1単位以上
	生命医療科学特論	
	生命医療科学実習	
がん専門薬剤師養成コースの科目	集中的がん治療学特論	3単位
	集中的がん治療学実習	2単位
	研究科が指定するがん関連科目	4単位以上
	研究科が開設するがん関連科目	
	研究科が開設するがん拠点病院における実習	8単位
主科目	所属専攻が開設する授業科目	12単位以上
合計		32単位以上

2 医療科学専攻の専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	2単位以上
	生命医療科学特論	4単位以上
	生命医療科学実習	
専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの科目	研究科が開設する病院における実習 (備考1)	4単位又は8単位
主科目	所属専攻が開設する授業科目(備考2)	12単位以上
副科目	所属専攻が開設する授業科目のうち、主科目以外の専門領域に関連する授業科目 (備考3)	4単位又は8単位以上
合計		32単位以上

備考

- 1 研究科が開設する病院における5つの実習コースから、1コースか2コースを必ず選択する。
- 2 1コース又は2コースの実習の選択にかかわらず、所属専攻が開設する授業科目（主科目）を12単位以上選択する。
- 3 それぞれの専門領域（感染制御、糖尿病、精神科、妊婦・授乳婦、コーディネーター）に関連する診療科が開設する授業科目（副科目）は、実習で1コースを選択した場合は8単位以上を、2コース選択した場合は4単位以上を選択する。

別表第7

新興感染症病態制御学系専攻の感染症研究者養成コース及び感染症専門医養成コースの最低修得単位数

コース	講座等区分		修得単位数
感染症研究者養成コース	共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
		生命医療科学概論	1単位以上
		生命医療科学特論	
	コース科目	感染症研究者養成コース	4単位以上
		主科目	所属専攻が開設する授業科目(備考1)
	副科目	研究科が開設する授業科目(備考2)	8単位以上
合計			31単位以上
感染症専門医養成コース	共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
		生命医療科学概論	1単位以上
		生命医療科学特論	

コース科目	感染症専門医養成コース	5単位以上
主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考1）	16単位以上
副科目	研究科が開設する授業科目（備考2）	8単位以上
合計		32単位以上

備考

- 新興感染症病態制御学系専攻が開設する演習、実習及び論文研究から、16単位以上を主科目として選択する。ただし、その場合であっても、主科目のうち8単位を学生の選んだ専門分野に関連の深い副科目を履修して主科目の単位に代えることができる。
- 研究科が開講するすべての専門科目から、8単位以上を選択する。

別表第8

1 生命薬科学専攻（博士前期課程）（特別コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
特論（特別薬科学演習及び生命薬科学トピックスを含む。）	10単位以上
所属講座が開設する演習	4単位
所属講座が開設する特別実験	16単位
合計	30単位以上

2 生命薬科学専攻（博士前期課程）特別コースの最低修得単位数

コース	講座等区分	修得単位数
特別コース	Exercise Biomedical Sciences	4単位
	Experiment Biomedical Sciences	16単位
	特別コースの授業科目（Exercise Biomedical Sciences及びExperiment Biomedical Sciencesを除く。）	14単位以上
	合計	34単位以上

別表第9

1 生命薬科学専攻（博士後期課程）（特別コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー
	生命医療科学概論
	生命医療科学特論
	生命医療科学実習
	小計
主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考）
副科目	共通科目又は所属専攻が開設する授業科目（既に単位を修得した授業科目を除く。）
合計	

備考

学生が所属する専攻が開設する演習及び論文研究（「Exercise Biomedical Sciences」及び「Experiment Biomedical Sciences」を除く。）から、10単位以上を主科目として選択する。ただし、その場合であっても、主科目のうち2単位を学生の選んだ専門分野に関連の深い副科目を履修して主科目の単位に代えることができる。

2 生命薬科学専攻（博士後期課程）特別コースの最低修得単位数

コース	講座等区分	修得単位数
特別コース	科目区分Eの授業科目	6単位以上
	Exercise Biomedical Sciences	6単位
	Experiment Biomedical Sciences	4単位
	合計	16単位以上

長崎大学大学院医歯薬学 総合研究科学位審査規程

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に關し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 規則第5条第1項の規定により博士課程修了認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「博士課程修了予定者」という。）は、博士課程に3年以上在学し、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程（平成16年医歯薬学総合研究科規程第1号。以下「規程」という。）第9条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、2年以上あれば足りるものとする。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士課程第4年次の9月以降とする。ただし、後期の始めに入学した者（以下「秋季入学者」という。）にあっては博士課程第4年次の3月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、教授会が別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 博士課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 3部
- (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第4号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 参考論文を添付する場合 3部

2 論文は、印刷公表されたもの又は印刷公表することが予約されたものでなければならない。

(受理審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議し、教授会は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員)

第6条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第7条 学位審査委員は、第5条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。
3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）により行うものとする。

(課程修了の可否)

第8条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を投票により議決する。

(学位授与の期日)

第9条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第25条第3項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、3年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 修士課程及び博士前期課程の修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第10条 規則第4条の規定による課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「修士課程及び博士前期課程修了予定者」という。）は、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、規程第7条、第8条及び第10条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第11条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、修士課程及び博士前期課程は最終学年の2月以降とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の秋季入学者にあっては最終学年の8月以降とする。

(論文提出の手続)

第12条 修士課程及び博士前期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第2号） 2部
- (2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(学位審査委員)

第13条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、保健学専攻修士課程及び生命薬科学専攻博士前期課程にあっては、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教育を担当する教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項本文の学位審査委員とすることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第14条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。
3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第7号）により行うものとする。

(課程修了の可否)

第15条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を議決する。

(学位授与の期日)

第16条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、学期末とする。

第4章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第17条 規則第5条第1項の規定により博士後期課程修了認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第11条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に關しては、1年以上あれば足りるものとする。

(論文提出の時期)

第18条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士後期課程第3年次の1月以降とする。ただし、秋季入学者にあっては博士後期課程第3年次の7月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、教授会が別に定める。

(論文提出の手続)

第19条 博士後期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第3号） 3部
- (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第4号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 論文の基礎となる学術論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (6) 参考論文を添付する場合 3部

(受理審査)

第20条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議し、教授会は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員)

第21条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第22条 学位審査委員は、第20条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。
3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）により行うものとする。

(課程修了の可否)

第23条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を投票により議決する。

(学位授与の期日)

第24条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
 - (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第25条第5項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 博士課程又は博士後期課程を経ない者に係る学位審査

(論文提出の資格)

第25条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者。ただし、医学に関する研究歴のうち臨床医学における研究歴は、医師免許取得後2年間の臨床研修後から起算するものとする。
- (3) 博士前期課程又は修士課程を修了した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (4) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業した後、7年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (5) その他教授会が前3号に掲げる者と同等以上と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第4号に規定する医学、歯学又は薬学に関する研究歴とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学附属病院において医員として勤務した期間
- (3) 大学院の学生として研究科に在学した期間
- (4) 研究生として学部、研究科等に在学した期間
- (5) その他教授会において、前各号と同等以上と認めた期間

(論文提出の手続)

第26条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え、指導を受けた研究科の教授及び准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授（以下「紹介教授」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別記様式第8号） 3部
 - (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
 - (3) 論文目録（別記様式第4号） 3部
 - (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
 - (5) 参考論文を添付する場合 3部
 - (6) 履歴書（別記様式第9号） 3部
 - (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位修得退学証明書等 1部
 - (8) 研究期間証明書（別記様式第10号。ただし、前条第1項第1号に定める者を除く。） 1部
- 2 論文は、原則として、印刷公表したものでなければならない。
- 3 学位記に付記する専攻分野の名称を薬学又は薬科学とすることを希望する者は、第1項各号に定める書類のほか、論文の基礎となる学術論文3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）を提出するものとする。

(学位申請者資格審査委員会)

第27条 申請者の論文提出の資格を審査するため、教授会に学位申請者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

(受理審査)

第28条 研究科長は、第26条第1項の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会に論文の受理審査を付議し、教授会は、申請者の経歴及び論文内容の要旨等について指導教員又は紹介教授の説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員)

第29条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出

する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査、試験及び試問)

第30条 学位審査委員は、第28条の審査の日から6週間以内に論文の審査、試験及び試問を行い、その結果を教授会に報告するものとする。

- 2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。
- 3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与された者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、原則として、2種類を課す。
- 4 第25条第1項第1号に該当する者が退学後4年以内に論文を提出したときは、前項の試問を免除することができる。
- 5 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び試験及び試問の結果の要旨（別記様式第11号）により行うものとする。

(学位授与の可否)

第31条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、学位授与の可否を投票により議決する。

(学位授与の期日)

第32条 論文の審査並びに試験及び試間に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第6章 雜則

(補則)

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日医歯薬学総合研究科規程第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日医歯薬学総合研究科規程第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日医歯薬学総合研究科規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在研究科生命薬科学専攻修士課程に在学している者に係る学位審査委員については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日 入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

博士課程 専攻

氏名 印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文（添付する場合）	3部

別記様式第2号（第12条関係）

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日 入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

修士課程・博士前期課程 専攻

氏名 印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科修士課程・博士前期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いします。

記

学位論文 2部

論文内容の要旨 2部

別記様式第3号（第19条関係）

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日 入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

博士後期課程 専攻

氏名 印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
学位論文の基礎となる学術論文	3部
参考論文（添付する場合）	3部

別記様式第4号（第4条、第19条、第26条関係）

論 文 目 錄

報告番号		氏名	印
学位論文 題名			
参考論文			

注 報告番号は、記入しないこと。

別記様式第5号（第7条、第22条、第30条関係）

論文審査の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
論文審査の結果の要旨			

別記様式第6号（第7条、第22条関係）

最終試験の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
最終試験の結果の要旨			

別記様式第7号（第14条関係）

論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査	印	
	副査	印	
	副査	印	
論文審査の結果の要旨			
最終試験の結果			

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

住所

氏名

印

学位申請書

私こと、長崎大学学位規則に基づき博士（　　）の学位を授与願いたく、次のとおり関係書類を添え申請いたしますので、審査下さるようお願いします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文（添付する場合）	3部
履歴書	3部
卒業証明書等	1部
研究期間証明書	1部

別記様式第9号（第26条関係）

履歴書

報告番号			
ふりがな 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生		
本籍（国籍）	都・道・府・県		
現住所			
学歴（学部卒業以降） 年 月 日 年 月 日			
研究歴 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
職歴 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
資格 年 月 日 年 月 日			
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日		氏名	印

研究期間証明書

本籍（国籍）

氏名

年月日生

上記の者は、本機関において下記のとおり研究に従事したことを証明する。

平成 年 月 日

研究機関の長

職印

記

1 研究に従事した期間

2 研究に従事した期間の身分

3 研究指導者職氏名

4 主たる研究事項

5 主たる業績

別記様式第11号（第30条関係）

試験及び試問の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員		主査	印
		副査	印
		副査	印
試験及び試問の結果の要旨			

研究指導委託に関する申し合わせ

長崎大学長期履修規程

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科
における長期履修規程に関する内規

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科
に所属する学生が海外渡航する際の
申し合わせ

諸手続等一覧

研究指導の委託に関する申し合わせ

〔平成19年8月1日
医歯薬学総合研究科教授会決定〕

(期間の限度)

第1 研究指導の委託（留学を含む。以下同じ。）期間は、在学期間の長短にかかわらず、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻については2年以内とし、生命薬科学専攻（博士後期課程）については1年半以内とする。

(入学直後の委託)

第2 入学直後からの研究指導の委託を認めるものとする。

(委託の終了)

第3 研究指導の委託は、学位論文申請期間前までに終了しなければならない。

(申出)

第4 研究指導の委託を希望する場合は、委託先の大学院等と予め協議を行うので、委託開始の2ヶ月前までに申し出るものとする。

○長崎大学長期履修規程

平成 18 年 9 月 22 日

規程第 47 号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)第 39 条及び長崎大学大学院学則(平成 16 年学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)第 16 条の規定に基づき、長崎大学における長期履修(学則第 4 条に規定する修業年限(以下「修業年限」という。)又は大学院学則第 5 条に規定する標準修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。)の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限又は標準修業年限内の修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、修業年限又は標準修業年限における最終年次の者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の 2 倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第 6 条又は大学院学則第 6 条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第 22 条又は大学院学則第 34 条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各学部又は各研究科(以下「各学部等」という。)が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長に申し出るものとする。

2 各学部等の長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。)については、1 度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。
(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、
検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。
(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定め
る。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行する。

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学長期履修規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 長期履修を希望する者は、規程に定める申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、研究科長に申請するものとする。

- (1) 規程第2条第1号該当者 在職を証明するもの
- (2) 規程第2条第2号又は第3号該当者 長期履修が必要であることを証明するもの

(申請期限)

第3条 前条の申請書の提出期限は、長期履修の開始を希望する学期に応じて、次の各号に掲げる期日とする。

- (1) 前期 2月末日
- (2) 後期 8月末日

(認定の通知)

第4条 長期履修の認定の可否については、長期履修の開始を希望する学期が始まる前までに決定し、文書により申請者に通知する。

(履修形態の変更)

第5条 認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）に係る手続については、第2条から前条までの規定を準用する。

(履修指導)

第6条 長期履修を認められた者に対する履修指導は、申請者及び指導教員等と相談のうえ、医歯薬学総合研究科学務委員会が行うものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から適用する。

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する学生が海外渡航する際の申し合せ

平成21年2月4日
医歯薬学総合研究科教授会

学生が海外渡航する際には、下記のいかなる事例においても、原則として渡航4週間前までに学務係に「海外渡航届」を提出し、帰国後は速やかに「帰国届」を提出することとする。

1. 2ヶ月未満の渡航は、上記「海外渡航届」、「帰国届」の提出で可とする。

ただし、「留学」に関しては、別途「申し合せ」で規定する。

2. 2ヶ月以上の私的な渡航は、その期間を「休学」とする。

3. 2ヶ月以上の渡航のうち、「休学」としないで許可する事例

(1) 留学（単位互換、研究指導の委託）

(2) 授業の一環（共同研究、学会出張、フィールド調査等）

①上記(1)、「留学」の条件は、別途「申し合せ」で規定する。

②上記(2)に関しては、学生・指導教員から提出された関係資料をもとに、渡航の妥当性等に関して学務委員会で審議・決定した後、その結果を運営代表者会議に報告する。

4. その他

(1) 海外旅行傷害保険等への加入

(2) 危機管理対応マニュアルの配布

諸 手 続 等 一 覧

事 項	申込・提出期限等	備 考
履修計画表 履修時間割表（提出用） 住所届	入学時	履修計画表は、主任指導教員等の承認を得ること。
在学証明書 学生旅客運賃割引証	証明書自動発行機	
修了証明書 修了見込証明書 成績証明書	学務課大学院係備え付けの台帳で申し込むこと。	修士課程（熱帯医学専攻・保健学専攻・生命薬科学専攻）、博士前期課程及び博士後期課程の修了証明書は、証明書自動発行機で発行。
学生証再発行願	学生支援部（教務）で申し込む。	写真（3×4 cm）を持参すること。
休学願	休学理由が発生したとき	病気の場合は診断書を添付 指導教授の承認が必要
復学願	休学期間満了又は休学理由がなくなったとき	
退学願	退学するとき	指導教授の承認が必要
留学願	2ヶ月前までに願い出ること	
特別聴講学生 特別研究学生	2ヶ月前までに願い出ること	
保証人変更届 改姓届 住所変更届	理由が発生したとき	
通学証明書	学務課大学院係備え付けの台帳で申し込むこと	
授業料免除願 授業料徴収猶予（分納）願	学生支援部（経済支援）で受け付ける。	掲示により案内
奨学金（日本学生支援機構） 各種奨学金		

(注) 1. 上記に掲げた事項は一般的なものであり、英文証明書等の特別なものは大学院係窓口へ直接申し出ること。

2. 各課程の窓口・博士課程・博士後期課程・修士課程（熱帯医学・保健学）：学務課大学院係
修士課程（生命薬科学）・博士前期課程：薬学系学務係

共同利用施設

先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設

1. 施設名称

先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設

2. 研究対象

放射性同位元素および放射線照射装置の使用を伴う研究、放射線防護・放射線安全に関する研究

3. 主な設備

放射線照射

γ 線照射装置、X線照射装置

放射線測定

液体シンチレーションカウンタ、オートウェル γ カウンタ、バイオイメージングアナライザ、グリッド電離箱、低バックグラウンド放射能測定装置、GMカウンタ、NaIシンチレーションカウンタ、マイクロプレート β カウンタ、ガラス線量計リーダ等

実験室および実験機器

測定室、分子生物実験室、生化学実験室、高レベル実験室、培養室、暗室、動物実験室、動物飼育室、P 2 実験室、P 3 実験室、学生実習室、低温実験室、遠心機室、研究開発室、ドラフトチャンバー、クロマトチャンバー、クリーンベンチ、安全キャビネット、CO₂ インキュベータ、HPLC、分光光度計、プレートリーダー、サーマルサイクラー、電気泳動用パワーサプライ、ゲルドライヤー、超純水製造装置、超音波洗浄槽等

放射線防護・安全管理

放射線モニタリングシステム、入退室管理システム、放射性有機廃液焼却装置、放射性動物乾燥装置、GMサーベイメータ、¹²⁵I 用シンチレーションサーベイメータ、高エネルギー γ 線用シンチレーションサーベイメータ、トリチウムサーベイメータ、電子式ポケット線量計等

4. 申込手続等

長崎大学先導生命科学研究支援センター放射線障害予防規程に定められた所定の教育訓練を受講し、健康診断を受診した後に、長崎大学放射線業務従事者として登録し、利用者申請書および研究課題届をアイソトープ実験施設に提出する。(連絡先：内線 7150)

動物実験施設

1. 施設名称等

長崎大学先導生命科学研究支援センター・比較動物医学分野(共同利用施設:動物実験施設)
(4階建、4,292m²)、Center for Frontier Life Sciences, Biomedical Research Center

2. 研究対象

動物実験を伴う生命科学及び医科学研究(バイオメディカル・リサーチ)、比較動物医学

3. 主な設備

動物飼育室関係: 一般動物用、感染動物用、SPF動物用、遺伝子組換え動物用の各飼育室
及び飼育装置等

実験室関係: 手術室、培養実験室、発生工学実験室、感染実験室、エックス線撮影室等

実験装置関係: ポリグラフ、安全キャビネット、超遠心機、マイクロ CT、透視装置、胚操作用マニユピュレーター等

動物検疫関係: 検疫用動物隔離飼育装置

4. 申込手続き等

受付担当者: 坂本久美子(内線7134)

施設の位置: 医学部グラウンド南隣接、アイソトープ実験施設北側

5. 利用費用等

施設利用者は、実験動物を施設内で飼育し実験を行った場合は、別表に示す1日1匹当たりの飼育経費(先導生命科学研究支援センター利用規程より)及びその他の利用経費(部局負担経費相当分を含む)を講座経由(運営交付金または外部資金等)で負担する必要がある。

7. その他の注意事項

- 1) 施設を利用するには、講習申込みを行ったうえ、年に数回開催される施設利用講習会を受講して許可証(入退館用磁気カードを兼ねる)を取得する必要がある。
- 2) 動物実験を行う場合は、全学規程の「長崎大学動物実験規則」に則して「動物実験計画書」を医歯薬学総合研究科事務部学術協力課学事係に提出したうえ、全学の動物実験委員会による審査、学長の承認を受ける必要がある。遺伝子組換え動物を用いる実験の場合、全学規程の「長崎大学組換えDNA実験安全管理規則」に則して「組換えDNA実験承認申請書」を学事係に提出し、全学の組換えDNA実験安全管理委員会による審査、学長の承認を併せて受けなければならない。なお、一部に電子申請審査システムが導入されている。
- 3) 施設内で研究用エックス線撮影装置を使用する際は、アイソトープ実験施設が開催する講習会に出席し、登録番号を得ておかなければならぬ。

動物実験施設利用経費

	動 物 種	単価(円)(匹／日)
飼育経費	マウス	4.3*
	免疫不全マウス	6.1
	スナネズミ	9
	ハムスター	9
	ラット	13
	免疫不全ラット	18
	モルモット	23
	トリ	40
	ウサギ	101
	ネコ	144
	マーモセット	191
	サル	191
	イヌ	347
	ヤギ	477
	ヒツジ	477
	ブタ	477
	遺伝子実験施設内飼育利用料	20**
検疫費	イヌ	実費(予防接種・鑑札代)
	遺伝子改変マウス等	10,000/系統***
実験室使用費		10,000/m ² /年****

* 1日1匹あたりの単価

** 1日1ケージあたりの単価

*** 1系統あたり1万円の検疫費を飼育経費とは別途徴収

**** 1m²あたり年間1万円徴収

先導生命科学研究支援センター・ゲノム機能解析分野

1. 施設名称

先導生命科学研究支援センター・ゲノム機能解析分野（遺伝子実験施設）

2. 研究対象

初期胚、神経幹細胞・神経細胞におけるエピジェネティクスとゲノムインプリントング解析

3. 主な設備

単一キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3100)、4 本キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3130)、大規模キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3130xl)、リアルタイム DNA 増幅装置 (ABI 7900HT-2)、DNA 自動抽出器 (MFX-2000)、共焦点レーザー顕微鏡 (LSM510META)、蛍光実体顕微鏡 (Leica MZ16F)、生物化学発光測定装置 (IS-8800-5TT)、自動細胞分離装置 (FACSCalibur HG 4 カラー)、自動細胞解析分離分取装置(セルソーター:BD FACS Aria)、蛍光・化学発光プレートリーダー (BMG•FLUOstar)、生体分子間相互作用定量装置 (AFFINIXQ)、凍結ミクロトーム (ライカ・CM1900)、遺伝子導入装置 (GenePulserXcell、NucleofectorDrive) マイクロインジェクションシステム (Nikon 蛍光顕微鏡、Eppendorf マイクロマニュピレータ)、分光光度計 (Nanodrop)

4. 申込手続

受付担当者 木住野達也（ゲノム機能解析分野准教授）、下崎康治（同助教）、濱崎裕子（同研究支援推進員）、濱口優子（技能補佐員）

○本施設の利用に係る責任者は、利用登録申請書を施設長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

○本施設を利用するには、年度始めに登録手続を行い、入退館磁気カードを取得する必要がある。

○組換え DNA 実験を行う場合は、予め「長崎大学組換え DNA 実験安全委員会」による審査および許可を受ける必要がある。

○本施設の設備及び機器の利用に係る経費は、別に定めるところにより利用者の負担とする。

生物災害防止共同実験施設

1. 施設名称

生物災害防止共同実験施設 (Bio-Safety Laboratory)

2. 管理責任者

中込 治(分子疫学教室 教授)

副責任者

西田 教行(感染分子教室 教授)

3. 研究対象

規則に定める病原体等又は、組換えDNAを用いる実験等で、原則として、P2及び、P3レベル の物理的封じ込めを必要とする実験を対象とする。

4. 主な実験設備及び設備

【803】分子生物実験室(2) (P2 レベル)

安全キャビネット・微量高速冷却遠心機・超低温庫・電子天秤・超音波ホモジナイザー

微量高速遠心機・凍結乾燥機・真空ポンプ・遠心式濃縮機・自動プラスミド抽出機(削除)・OD メーター・顕微鏡

CO₂ インキュベーター・冷蔵庫・電子レンジ・核酸抽出装置・恒温装置

【P3 実験室 1】分子生物実験室(1) (P3 レベル)

CO₂ インキュベーター・安全キャビネット・卓上遠心機・顕微鏡・オートクレーブ・

微量高速遠心機・恒温機・振盪機・恒温装置・攪拌機・冷蔵庫・

【P3 実験室 2】病原微生物実験室(1) (P3 レベル)

安全キャビネット・卓上遠心機・CO₂ インキュベーター・倒立顕微鏡・オートクレーブ・

冷蔵庫・速冷却遠心機・2 槽式バキューム装置・自動包埋装置

【814】病原微生物実験室(2) (P2 レベル ・ウイルス)

冷却遠心機・安全キャビネット・倒立顕微鏡・CO₂ インキュベーター・真空ポンプ・

冷蔵庫・冷凍庫・インセルアナライザー

【815】病原微生物実験室(3) (P2 レベル・細菌)

安全キャビネット・真空ポンプ・CO₂ インキュベーター・倒立顕微鏡・冷蔵庫・攪拌機

卓上小型遠心機

【802】37 度恒温室

ロータリーシェーカー・培養装置

【804】ミニ暗室

UV ランプ・写真機

【805】組織培養室

バイオショーケース・遠心機・冷蔵庫・顕微鏡

【810】洗浄室

製氷機・純水製造装置・オートクレーブ・乾熱滅菌機・定温乾燥機・超純水製造装置・

全自動軟水

【809】培地室

クリーンベンチ・真空ポンプ

5. 申込手続

使用責任者及び実験者は、施設使用登録申請書(別紙様式1)を管理責任者に提出し、登録手続を行うこと。

更に、施設使用に際しては、使用責任者が、管理責任者に施設使用許可申請書(別紙様式2)を再度提出し、その許可を受けなければならない。

申込受付担当者:永山 映子(内線 7085)

位 置:医学部基礎棟8階 感染分子解析学教室受付

6. 利用費用について

主に次に上げる3つがある。

- (1) 生物災害防止共同実験施設の運営協議会の加入教室(全使用教室は加入のこと)は、使用の有無にかかわらず、年間3万円の利用費用を拠出する。
- (2) 使用教室は、上記3万円に加えて、使用頻度によって、運営費を負担する。
- (3) 各教室は、使った消耗品及び、試薬等を実費負担する。

7. その他の注意事項

- (1) 生物災害防止共同実験施設の運営協議会メンバーに入会しなければ、使用を認められない。
- (2) 使用者は、使用内規・使用基準・協議会協議事項を遵守する。
- (3) 登録及び、使用許可の期間は、3年とする。
- (4) 使用者は、入退室ノート及び、消耗品の使用数を必ず、ノートに記入する。
- (5) 組換えDNAの実験の場合は、組換えDNA実験計画書を安全委員会に提出し、承認を得なければならぬ。

①消耗品使用料(平成 21 年 3 月現在)

消耗品名	単価(円)
名 札	420
マ ス ク	7,481
プラスチック手段	956
サンプリングチューブ	1,029
ブルー チップ	2,352
イエロー チップ	1,575
遠心管(50ml)	1,470
〃 (15 ml)	1,176
スピッツ管(10 ml)	1,337
プラスミド試薬	44,030
鍵カード	630
フィルム	146

注)1年間を通して、各教室別に、一括請求を行う。

②生物災害防止共同実験施設・室長責任者

実験室室長

実験室	部屋番号	所属	室長	内線番号
分子生物実験室(2)	803	感染分子	布施隆行	7059
ミニ暗室	804	感染分子	佐野和憲	7059
組織培養室	805	分子疫学	山口尚宏	7054
エアハン実験室(1)	-	第二内科	関雅文	7275
エアハン実験室(2)	-	感染分子	布施隆行	7059
生物材料保存室(1)	811	分子疫学	山口尚宏	7059
生物材料保存室(2)	812	分子疫学	山口尚宏	7059
病原微生物実験室(2)	814	感染分子	新竜一郎	7059
病原微生物実験室(3)	815	分子疫学	山口尚宏	7059
組織標本室(元:器材室)	816	感染分子	布施隆行	7059
倉庫(元:バルコニー)	-	感染分子	石橋大輔	7059

医学部化学系共同実験施設

1. 施設名称

医学部化学系共同実験施設

2. 管理責任者

伊 藤 敬(生化学 教授)

3. 研究対象

分析化学的手法を必要とするバイオメディカルリサーチ

4. 主な設備

分離用超遠心機

(日立 分離用超遠心機 C P - 56G)

(ベックマン 多機能超遠心機 X L - 70)

(ベックマン 卓上型分離用超遠心機 T L - 100)

(ベックマン・コールター社 多機能超遠心機(フロアータイプ) Optima L-100XP)

(ベックマン・コールター社 卓上型超遠心機 Optima MAX E)

一酸化窒素微量測定システム

(エイコム 酸化窒素分析システム E NO - 10)

(エイコム 微量生体試料分析システム)

Gene Amp® PCR System 9700

(A B I 社 Gene Amp® PCR System 9700)

1 μℓ分光光度計 NanoDorop

((株)エル・エム・エス社 ND-1000)

デュアルルミネッセンスリーダー

(アロカ社 AccuFLEX Lumi400)

D N A シーケンサー

(ベックマン・コールター社 CEQ8000)

吸光プレートリーダー

(TECAN 社<和光純薬工業> サンライズレインボーリーダー RC)

リアルタイムPCR装置

(LightCycler® 480System II<ロシュ・ダイアグностิกス株式会社>)

フローサイトメーター

★ (ベックマン・コールター社 Cytomics FC500)

★印の機器は、原研の共同実験室に設置しております。

5. 申込手続

利用者は使用する機器ごとに、使用登録をし、使用許可を得る必要があります。

申込受付担当者：石 橋 千 秋 [内線 (病) 7090]

位置：医学部基礎棟本館 4 階

6. 利用費用について

使用者は、年度毎に別表に示す使用機器登録料（機器ごとに、2,000 円）を講座経由（自己収入<交付金対象>または寄付金）で負担して下さい。

7. その他の注意事項

1) 主要機器の利用方法については、それぞれ「使用基準」が定められておりますので、それに従って使用して下さい。

2) 機器の使用に際しては、機器取扱責任者の指示に従って下さい。

特に、初めて使用される場合は前もって取扱責任者に相談して下さい。（各機器の取扱責任者は別表のとおりです。）

① 器取扱責任者（平成22年4月1日現在）

使用機器名	取 扱 責 任 者	内線番号
分離用超遠心機	後藤信治（分子病態生化学研究分野）	(病) 7099
フローサイトメーター	〃	〃
Gene Amp® PCR System 9700	浦田芳重（分子病態生化学研究分野）	(病) 7099
1 μl 分光光度計 NanoDrop	〃	〃
デュアルルミネッセンスリーダー	〃	〃
DNAシーケンサー	〃	〃
一酸化窒素微量測定システム	〃	〃
吸光プレートリーダー	小松利光（病理学第一<探索病理学>）	(病) 7051
リアルタイムPCR装置	蒔田直昌（生理学第一<内臓生理学>）	(病) 7029

共同研究交流センター先端科学研究支援部門薬学部本部

1. 施設名称

共同研究交流センター先端科学研究支援部門薬学部本部

2. 管理責任者

尾野村 治、真木 俊英

3. 研究対象

無機、有機、及び生物化学の自然科学全般、さらに生命科学の基礎科学から応用科学まで。

4. 主な設備

1. 二重収束型質量分析装置 : JEOL JMS-700N
2. 核磁気共鳴装置 : Varian NMR System 500PS, UNITY Plus 500, Gemini 300, JEOL AL400
3. 有機微量元素分析装置 : パーキンエルマー2400 II
4. 生体高分子X線回析装置 : MicroMax007HFMY&R-AXISIV⁺⁺
5. TOF-MS : Applied Biosystems Voyager-DE PRO
6. 四重極質量分析装置 : JMS-AMII (QMS)
7. 分光分析装置 : JASCOIR-810 および Shimadzu UV-3100PC
8. 全自動アミノ酸分析装置 : JEOL JLC-500/V2
9. TLC-DART-MS 質量分析装置 : JMS-T100TD

5. センター設置機器利用法

以下のように二通りの方法がある。

1) センターの職員に測定を依頼する方法

- a) 二重収束型質量分析装置 (山口憲昭シニアスタッフ)
- b) 核磁気共鳴装置 : Varian UNITY Plus 500 (稻田勝博技術職員)
- c) 有機微量元素分析装置 (津田信明技術職員)
- d) 全自動アミノ酸分析装置 (津田信明技術職員)

2) 研究者自身が測定する方法

- a) 核磁気共鳴装置 : Varian Gemini 300, JEOL AL400
- b) TOF-MS : Applied Biosystems Voyager-DE PRO
- c) 四重極質量分析装置 : JMS-AMII (QMS)
- d) 生体高分子X線回析装置 : MicroMax007HFMY&R-AXISIV⁺⁺
- e) TLC-DART-MS 質量分析装置 : JMS-T100TD

上記五種の機器の使用はセンター等が行う講習会を受講し、機器使用許可の取得が必要。

- f) 分光分析装置 : JASCOIR-810 および Shimadzu UV-3100PC

6. 利用費用について

使用者は測定料金のところ (8) に示す機器使用料を講座経由 (運営費、科研費、共同研究費、受託研究費または委任経理金等) で負担する。

7. 注意事項

機器の使用に際しては、機器取り扱い責任者の指示に従って下さい。機器を使用した場合、必ず使用名簿に氏名、使用年月日、それに時間を記入して下さい。測定溶媒等は測定者自身で用意して下さい。

8. 測定料金

二重収束型質量分析装置

1 検体当たり : LR-EI Mas : 700 円, HR-EI Mas : 1,200 円

LR-FAB Mas : 1,000 円, HR-FAB Mas: 1,200 円

核磁気共鳴装置 : Varian NMR System 500PS 平成 22 年度中に決定見込

核磁気共鳴装置 : Varian UNITY Plus 500

1 検体当たり : 2 分以内 (600 円), 10 分以内 (1,100 円), 1 時間以内 (1,600 円),

6 時間以内 (2,100 円), 6 時間以上 (2,600 円)

核磁気共鳴装置 : Gemini 300 MHz, JEOL AL400 MHz

15 分当たり : 300MHz : 100 円, 400MHz : 100 円

有機微量元素分析装置

1 検体当たり : 1,000 円 (C, H, N 同時分析)

TOF-MS

1 検体当たり : 500 円

四重極質量分析装置

1 検体当たり : 300 円

分光分析装置

1 検体当たり : IR および UV 各 200 円

生体高分子 X 線回析装置

1 時間当たり : 100 円

全自動アミノ酸分析装置 : 平成 22 年度中に決定見込

TLC-DART-MS 質量分析装置 : 平成 22 年度中に決定見込

9. 機器取扱責任者

1. 二重収束型質量分析装置 (薬) : JEOLJMS-700N

山口憲昭 (内線 2466), 指導教官 : 畑山 範 (2426)

2. 核磁気共鳴装置 (薬) :

Varian NMR System 500PS, UNITY Plus 500, Gemini 300, JEOL AL400

稻田勝博 (内線 2467), 指導教官 : 田中 隆 (2433)

3. 有機微量元素分析装置 (薬) : パーキンエルマー2400 II

津田信明 (内線 2468), 指導教官 : 真木俊英 (2465)

4. 生体高分子 X 線回析装置 : MicroMax007HFMY&R-AXISIV⁺⁺

指導教官 : 中嶋義隆 (2437)

5. TOF-MS : Applied Biosystems Voyager-DE PRO

指導教官 : 河野 功 (2432)

6. 四重極質量分析装置 (薬) : JMS-AMII (QMS)

指導教官 : 木村正成 (2679)

7. 分光分析装置 (薬) : JASCOIR-810 および Shimadzu UV-3100PC

指導教官：真木俊英（2465）

8. 全自動アミノ酸分析装置：JEOEL JLC-500/V2

津田信明（内線 2468），指導教官：真木俊英（2465）

9. TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD

津田信明（内線 2468），指導教官：真木俊英（2465）

長崎大学共同研究交流センター 先端科学研究支援部門 医学部分室

1. 施設名称

長崎大学共同研究交流センター 先端科学研究支援部門 医学部分室

2. 管理責任者

伊 藤 敬(生化学 教授)

3. 研究対象

生体構成成分（主として核酸および蛋白質）の研究

4. 主な設備

調整中

5. 申込手続

利用者は使用する機器について、その都度使用申込をし、使用許可を得る必要があります。

申込受付担当者：石 橋 千 秋 [内線（病）7090]

位置：医学部基礎棟本館4階

6. 利用費用について

使用者は別表に示す機器使用料を講座経由（自己収入<交付金対象>または寄付金）で負担して下さい。

形態系共同実験室

1. 施設名称

形態系共同実験室

2. 実験責任者

田 口 尚（病態病理学分野 教授）

3. 研究対象

形態学に関連する研究

4. 主な設備

- ・人体組織標本作製室

クリオスタート、ロータリー、ミクロトーム、パラフィン包埋ブロック作製装置

- ・組織化学室

乾熱滅菌器、低温恒温器、微量高速遠心機、冷却遠心機、バイクロマテック、

マイクロスライサー、蛍光顕微鏡

- ・細胞解析室

FACScan、FACStar、ACAS、FACScanto II

- ・画像解析室

画像解析装置、レーザーマイクロダイセクション装置

5. 申込手続

予約受付：松尾 麻由美（内線 7094）

予約は先着順とし、順位や時間の調整が必要な場合は当事者同士で行う。

予約は2週間前から受け付ける。

6. 利用時間

原則として、月曜～金曜日で、午前9時より午後5時までとする。

7. 利用費用

機器使用料、消耗品費は原則として利用者負担とする。

8. その他の注意事項

- 細胞解析室、画像解析室の機器を使用する場合は当該機器の取扱講習を受け、かつ登録した者に限る。
- 組織化学室は、原則として利用前に登録した者に限る。蛍光顕微鏡は予約使用とする。
- 各機器及び室内は使用前の状態に戻し、退室の際は必ず施錠する。
- 他の実験室、実験者に迷惑を及ぼさないように留意する。

中央電子顕微鏡室

1. 施設名称

中央電子顕微鏡室

2. 管理責任者

田 口 尚 (病態病理学分野 教授)

3. 研究対象

医学生物学領域の電子顕微鏡による超微形態学的研究および微小領域の元素分析、
ならびにトモグラフシステムによる三次元構造解析および再構築的研究

4. 主な設備

実験室関係：電顕室、試料作製室、超ミクロトーム室、凍結実験室、暗室、走査

試料作製室

実験装置関係：分析透過電子顕微鏡、トモグラフ透過電子顕微鏡、透過電子顕微鏡、
分析走査電子顕微鏡、真空蒸着装置、凍結乾燥器、凍結試料割断装置、
クライオウルトラミクロトーム、ウルトラミクロトーム、臨界点乾燥
装置、イオンスパッター

5. 申込手続等

受付担当者：末 松 貴 史 (内線 7087)

位 置：医学部基礎棟本館4階

6. 利用費用について

1) 教室分担金：利用講座（使用者）の電顕使用頻度に応じて、別表に示す年間分担
金枠を定め、各講座で負担する。

表1 使用教室内容及び分担金

使 用 教 室 内 容	分担金 (年間)
a) 定期使用教室 年間使用日程により、定期的に使用する教室	¥150,000
b) 不定期使用教室 使用日程には組込まれず希望する時のみ使用する教室	¥100,000

2) フィルム代：使用枚数に応じて、各教室に半期（6ヶ月）毎に請求。

表2 平成21年度使用予定教室（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	定期使用教室	不定期使用教室
教室名	第二病理 第三解剖	第一薬理 感染防御 感染分子 原研病理 第一内科 第二内科 整形外科 眼 科 耳鼻咽喉科 皮 膚 科 第二外科 形成外科

7. その他の注意事項

- 1) 本施設を利用するためには、所属する講座が使用登録をしていなければならない。
- 2) 中央電子顕微鏡室の設備や装置を使用する場合、医学部中央電子顕微鏡室運営委員会において定められた使用細則を守らなければならない。

情 報 处 理 共 同 実 驗 室

1. 施設名称

情報処理共同実験室

位置：医学部基礎棟4階

2. 管理責任者

青 柳 潔（公衆衛生学分野 教授）

補助管理者

千 葉 卓哉（探索病理学分野 助教）

小 路 武彦（動的形態分子解析学分野 教授）

3. 利用内容

統計処理、数値計算、電子メール、文献検索、スライド作成、印刷出力、画像入力、生体分子3次元画像表示、遺伝情報処理

4. 主な設備

電子メールサーバー

端末用パーソナルコンピュータ

3次元分子設計支援システム

キャンパス情報ネットワーク用ルータ

5. 申込手続

受付担当者：青 柳 潔（内線 2230）E-mail: kiyoshi@nagasaki-u.ac.jp

千 葉 卓哉（内線 2191）E-mail: takuya@nagasaki-u.ac.jp

6. 利用費用について

情報処理室を使用する者は、主要設備毎に一人当たり年間3,000円の登録料を講座経由（運営費交付金または寄附金）で負担する必要がある。

7. その他の注意事項

1) 情報処理室を利用するには登録手続（別紙申請書）が必要である。

2) その他詳細は、情報処理室使用基準に従う。

長崎大学情報メディア基盤センター坂本地区端局

1. 施設名称

長崎大学情報メディア基盤センター坂本地区端局

位置：医学部基礎棟4階（情報処理共同実験室内）

2. 管理責任者

医学部長

3. 研究対象

数値計算、学術情報検索、統計、電子メール

4. 主な設備

- ・ ネットワーク交換機器
- ・ 端末用パーソナルコンピュータ（共同実験室が設置）

5. 申込手続

情報メディア基盤センター利用申請書：情報メディア基盤センター事務室（内線：本部 3175）

6. 利用費用など

登録および使用料を講座経由（運営費または委任経理金）で負担を必要とする場合がある。

7. その他の注意事項

利用しようとする者は、あらかじめ登録手続をし、利用者番号とパスワードを交付してもらう必要がある。

利用に際しては、端末用パーソナルコンピュータを用いる。

附 屬 図 書 館 医 学 分 館

1 はじめに

附属図書館医学分館は医学部構内(記念講堂横)にあります。この分館は医学・歯学および関連分野の研究と教育のための坂本地区医学系情報センターとしての機能を持つ複合分館として運営されています。

2 開館時間と休館日

開館時間：月曜日～金曜日 8:40～22:00
土曜日，日曜日，国民の休日 10:00～18:30

休館日：年末年始(12月28日～1月4日)、開学記念日(5月31日)

3 入館

図書館を利用する時は、正面玄関から入館してください。館内へは入口ゲートで「学生証」のバーコードを読み取らせてお一人づつお入りください。閲覧室への鞄等の持込みは自由です。

4 退館

カウンター前の出口ゲートを通ってください。

貸出手続きを行なっていない図書館資料を持出すと、警報ブザーが鳴りゲートがロックされて通過できません。手荷物を確認させていただく事になりますのでご注意ください。

5 閲覧

(1) 単行本(図書)は2階閲覧室に、学術雑誌等は1階閲覧室に配架してあります。

(2) 図書館資料は、所定の場所で閲覧してください。

※閲覧後の資料は必ず元の場所へ戻してください。

6 貸出

貸出冊数と期間

冊数：一人5冊以内、期間：2週間以内

学生証と借用図書をカウンターへ出してください。図書自動貸出装置でも借りることができます。更新は予約が無い限り1回までできます。

期日までに返却していない図書が1冊でもあれば新たに借りる事はできません。

図書を紛失、盗難などによって亡失した場合や毀損した時は弁償の義務があります。

※並行して中央館、経済学部分館の図書をそれぞれ5冊まで借出できます。

7 返却

開館時間中はカウンターへお持ちください。閉館時は玄関入口に設置してある返却ポストへ入れてください。

返却が遅れた場合は、その日数分貸出が禁止となります。

8 視聴覚資料

医学・歯学関係ビデオテープを約200本、CD-ROM/DVDを約500枚所蔵しています。カウンターで申込み、それぞれのコーナーで利用してください。なお、個人所有のものは利用できません。

9 レファレンス・サービス(参考調査業務)

レファレンス・サービスとは、利用者が学習・研究・調査等に必要な文献や情報を検索するに当たって、その質問に応じて援助、又は関係する情報を提供する事です。資料の探し方・文献検索法・目録検索法・文献調査、収集法等について指導しています。いつでもお気軽にご相談ください。カウンター(内線 2081)へ申し出でてください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

10 文献情報サービス

★情報検索

図書館ホームページ (<http://www.1b.nagasaki-u.ac.jp/>) の「資料をさがす」に「医学分館リンク集」を用意しています。ここから各種の情報検索ができます。

MEDLINE

医学・生命科学系で最も重要な文献情報データベース

CINAHL

看護学や保健関連分野の文献情報データベース

Cochrane Library

Evidence-Based Medicine実践のためのデータベース

医学中央雑誌Web版

国内の医学、歯学、薬学及び関連領域の文献情報データベース

JCR: Journal Citation Reports

雑誌のImpact Factor等を調べるためのデータベース

Medical Online

国内で発行されている医歯薬学関連の電子ジャーナルのWebサイト

電子ジャーナル

掲載論文のfull textが利用できる電子ジャーナルのリンク集

以上については、原則として長崎大学内からのみ利用可能です。

★所蔵検索

インターネットによる所蔵検索

長崎大学が所蔵している最新の資料の検索ができます。

※求める資料が見つからない場合は、カウンターの職員にお尋ねください。全国大学図書館のネットワーク(国立情報学研究所:NACSIS Webcat)により、他大学の所蔵状況を調査できます。
[\(http://webcat.nii.ac.jp/\)](http://webcat.nii.ac.jp/)

★資料の検索

(1) 図書

①閲覧室2階に配架されている図書の中から直接探す。

②インターネットによる検索 (OPAC)

1989年4月以降に受入れた図書については、インターネットで、学内に所蔵するすべての図書の所蔵検索をする事ができます。

図書館内の検索には、各階に設置してあるOPAC専用端末をご利用ください。

【 <http://opac.1b.nagasaki-u.ac.jp/opc/> 】

③カード目録で探す。(-1989年3月まで)

(2) 雑誌

①書庫で直接現物を探す。

最新1年分は、1階閲覧室の雑誌架に、それ以前は書庫（欧文:1階、和文:2階、欧文雑誌のうち1959年以前のもの:3階）又は1階閲覧室に欧文の一部が配架してあります。新着雑誌は1週間展示された後、図書館と講座が共同購入したものはその講座へ1ヶ月間回覧され図書館に戻ってきます。それ以後は、1階閲覧室の雑誌架に配架されます。その他、下記の箇所にも多数所蔵されています。

* 共同図書室（附属病院10階） * 各学部の講座・部門

* 医学部保健学科

②インターネットによる検索 (OPAC)

インターネットで、学内に所蔵するすべての雑誌の所蔵検索をする事ができます。

図書館内の検索には、各階に設置してあるOPAC専用端末をご利用ください。

【 <http://opac.1b.nagasaki-u.ac.jp/opc/> 】 ※図書・雑誌同時に検索可能です。

11 学生用パソコン

医学分館では、学生用に22台のパソコンを開放しています。メール・インターネット・ワープロ機能等を備えています。共用のものですから、長時間の占有や他人に迷惑をかけないようルールを守って利用してください。

印刷は有料です。（白黒1枚10円、カラー1枚50円）

2階には個人用パソコンを持ち込んで利用することができる、情報コンセントコーナーがあります。

*いずれの場合も、情報メディア基盤センターの利用登録が必要です。

12 文献複写

図書館資料をコピーする時は1階に設置してある複写機をご利用ください。私費の複写はコイン式複写機をご利用ください。著作権法を遵守してご利用ください。

13 他大学図書館の利用

九州地区の他大学図書館を利用する場合は学生証を提示すると利用できます。

その他の地区の国・公・私立大学図書館を利用する場合は紹介状を発行しますので、カウンターへ申し出てください。

14 図書館資料の相互利用制度(学外文献依頼)

本学に所蔵していない資料については、他大学、その他の機関へ依頼する事ができます。

Webでの文献複写・貸借依頼ができます。

<http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/nagasaki-u/ill>

または文献複写申込書に必要事項を明記の上お申し込みください。

料金は、国立大学図書館間は1枚35～40円＋送料となります。その他の図書館・機関ではそれぞれの規定料金となります。国内にない資料についても、海外から取り寄せる事ができます。

15 所在地・連絡先等

〒 852-8523 長崎市坂本1-12-4

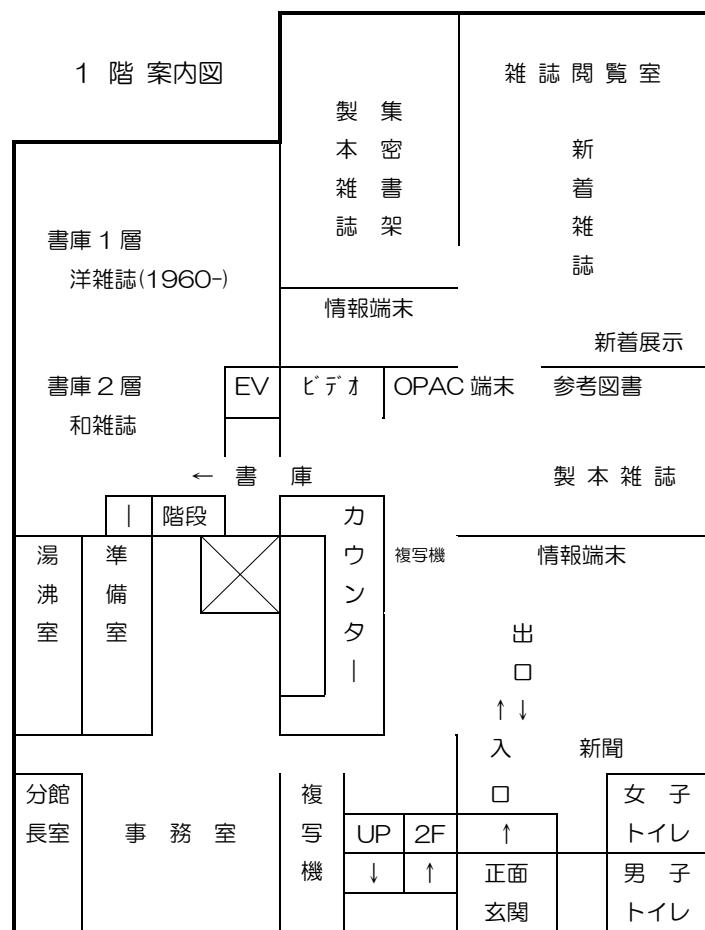
TEL. 095-819-7014

FAX. 095-819-7016

E-mail medinfo@lb.nagasaki-u.ac.jp

ホームページ <http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>

1階 案内図



2階 案内図

